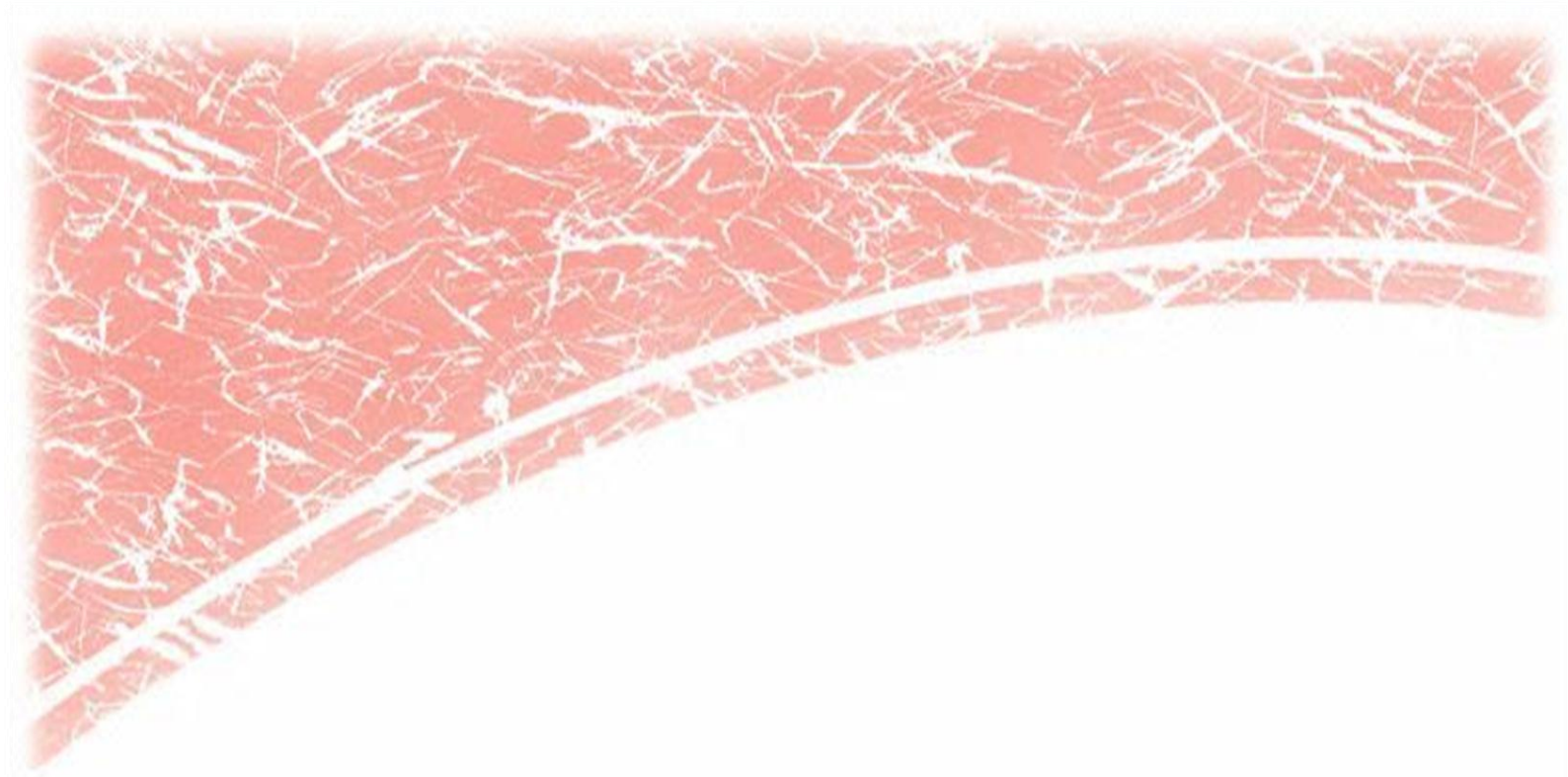




第7次 三春町長期計画

〔 基本構想 平成 27 年度～平成 36 年度
前期基本計画 平成 27 年度～平成 31 年度 〕

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ
未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

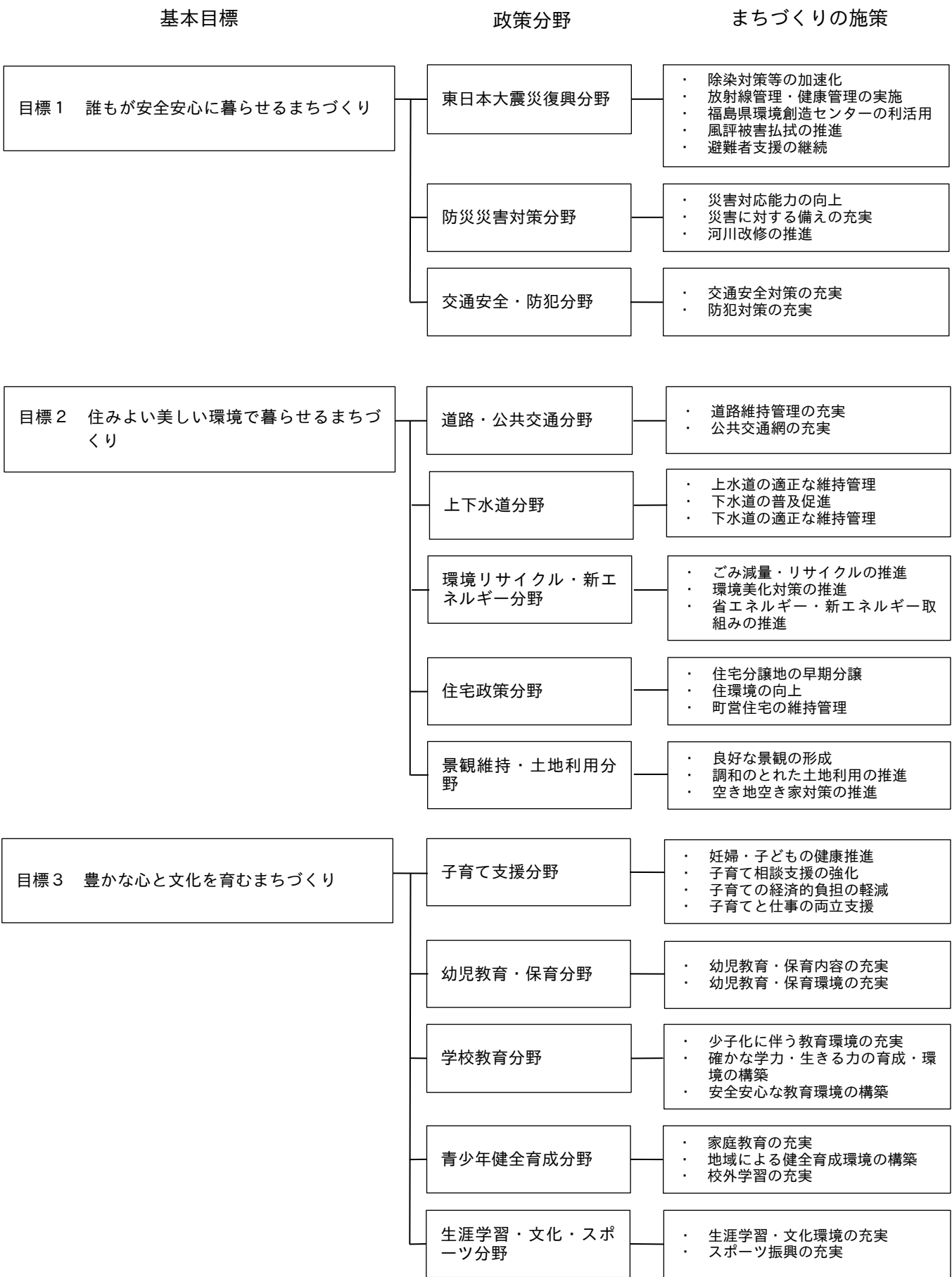


平成 26 年 12 月

三 春 町

第 7 次三春町長期計画体系図

将来像 豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～



基本目標

政策分野

まちづくりの施策

目標 4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

健康づくり分野

- ・ 健康診査・保健指導の充実
- ・ 健康づくり体制の整備
- ・ 感染症対策の推進

地域医療分野

- ・ 地域医療の充実
- ・ 国民健康保険制度の健全運営

高齢者福祉分野

- ・ 介護サービスの維持・充実
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 生きがい対策の推進

障がい者福祉分野

- ・ 障がい福祉サービスの充実
- ・ 障がい者相談・地域による支援体制・環境の充実

目標 5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり

農林業分野

- ・ 担い手の育成確保
- ・ 水田の維持保全
- ・ 農業の6次産業化の推進
- ・ 森林資源の再生

商工業分野

- ・ 商業の活性化
- ・ 工業の振興
- ・ 雇用の促進

観光振興分野

- ・ 通年型観光の推進
- ・ 受入態勢の整備
- ・ 観光PRの推進

歴史・文化財保存活用分野

- ・ 桜の保護・利活用
- ・ 文化財保護・利活用
- ・ 伝統芸能の保護

交流・定住促進分野

- ・ 地域間交流の推進
- ・ 国際交流の推進
- ・ 定住化の促進

目標 6 協働と町民参画による自立したまちづくり

町民参画推進分野

- ・ コミュニティ活動の充実
- ・ ボランティア活動への支援
- ・ 男女共同参画の推進

広報広聴・情報公開分野

- ・ 広報活動の充実
- ・ 広聴活動の充実
- ・ 情報公開の充実

行財政経営分野

- ・ 行財政改革の推進
- ・ 役場庁舎の整備検討
- ・ 公共施設等の維持管理
- ・ 人材の育成
- ・ 地方分権・広域行政の推進



町章

この町章は、三春町の象徴となり、町民が統一された標章の下に町建設のために相互の心を融和し、理想を追求していくための拠り所として、昭和 33 年に一般から公募して制定されたものです。

これは、町名「みはる」と平仮名による読み方の頭文字「み」を円型に図案化したもので、円型は協同と団結を示し、横線は融和を、真中の線と空間は向上発展を希求する姿をあらわしています。



町の花：松波

美しく可憐な花を咲かせる松波は、町の花として町民に親しまれています。



町の木：しだれ桜

国の天然記念物『滝桜』に代表されるしだれ桜は、町のシンボリック存在です。



町の鳥：うぐいす

うぐいすは「三つの春」に由来する町にふさわしく、美しい声で季節を告げる鳥です。

町民歌「栄えよ三春」

遠藤年一 作詞 郡司好男 作曲



- 一 風さわやかにわたる山川
この地を愛し
この丘を開き
産業興す道を伸ばそう
ああ栄えゆく わが三春町
- 二 世々つたえ来て薫る歴史の
その時を偲び
その幸に映えて
明るい文化の花を咲かそう
ああ栄えゆくわが三春町
- 三 雲うるわしく仰ぐ城跡
あの山を誇り
あの空を讃え
平和な理想の郷を築こう
ああ栄えゆくわが三春町

目次

第1編	序論	1
1	策定趣旨	1
2	目的と役割.....	1
3	計画の構成及び期間	1
	（1）基本構想.....	1
	（2）基本計画.....	2
第2編	基本構想（平成27年度～平成36年度）	5
1	三春町の将来像.....	5
2	将来像実現のための計画の体系.....	6
	（1）基本目標.....	6
	（2）体系図	7
3	三春町の将来フレーム.....	8
	（1）人口.....	8
	（2）財政.....	9
第3編	前期基本計画（平成27年度～平成31年度）	16
目標1	誰もが安全安心に暮らせるまちづくり	16
1-1	東日本大震災復興分野	16
1-2	防災災害対策分野	20
1-3	交通安全・防犯分野.....	22
目標2	住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり.....	26
2-1	道路・公共交通分野.....	26
2-2	上下水道分野.....	28
2-3	環境リサイクル・新エネルギー分野	30
2-4	住宅政策分野.....	32
2-5	景観維持・土地利用分野	34
目標3	豊かな心と文化を育むまちづくり	38
3-1	子育て支援分野	38
3-2	幼児教育・保育分野.....	40
3-3	学校教育分野.....	42

3-4 青少年健全育成分野.....	44
3-5 生涯学習・文化・スポーツ分野	46
目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり	50
4-1 健康づくり分野	50
4-2 地域医療分野.....	52
4-3 高齢者福祉分野.....	54
4-4 障がい者福祉分野	56
目標5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり	60
5-1 農林業分野	60
5-2 商工業分野	62
5-3 観光振興分野.....	64
5-4 歴史・文化財保存活用分野.....	66
5-5 交流・定住促進分野.....	68
目標6 協働と町民参画による自立したまちづくり.....	72
6-1 町民参画推進分野	72
6-2 広報広聴・情報公開分野	74
6-3 行財政経営分野	76

第1編 序論

1 策定趣旨

三春町では、平成 27 年度を目標年度とする第 6 次三春町長期計画を平成 18 年度に策定し、各種施策を実施し、まちづくりを進めてきました。

しかし、計画策定時に想定していた以上の人口減少や少子高齢化の進行、計画策定時には想定していなかった福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染・風評被害など、本町を取り巻く現在の状況は大きく変化しています。

このような本町を取り巻く急激な社会状況の変化に対応するために、震災・原子力災害からの復興・発展も含めて、第 7 次三春町長期計画を策定します。

2 目的と役割

長期計画は、すべての行政活動の基本となる自治体の最上位計画です。本計画は、こうした位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定したものです。

- ・ 三春町の特性を十分認識した上で、町のめざすべき「目標」を定め、それを達成するための「取り組みの方向」を明らかにするものです。
- ・ 三春町町民自治基本条例に基づき協働による自立したまちづくりを進めるうえで、共通した認識を持ち、進むべき道を示す羅針盤となるものです。
- ・ 周辺市町村や国、県に対して三春町の考え方を示すことで、国、県等が各種の地域計画を策定するにあたって尊重すべき指針となります。

3 計画の構成及び期間

本計画は、基本構想及び基本計画で構成するものとします。

(1) 基本構想

- ・ 基本構想は、本町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像と、これを実現するための基本目標を示すものです。
- ・ 構想期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 36 年度を目標年度とする 10 年間とします。

(2) 基本計画

- ・ 基本計画は、基本構想に掲げる将来像・基本目標を実現するために、行政の各部門において取り組むべき施策の体系（政策分野・まちづくりの施策）を明らかにしたものです。
- ・ 基本計画の計画期間は、前期基本計画を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間、後期基本計画を平成 32 年度から平成 36 年度までの 5 年間とします。
- ・ 進行管理については、毎年度行うものとします。また、前期基本計画最終年度にその進捗状況等を踏まえて、検証及び見直しを行い後期基本計画を策定するものとします。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
基本構想 10 年間									
前期基本計画 5 年間					後期基本計画 5 年間				

第2編

基 本 構 想

（平成 27 年度～平成 36 年度）

第2編 基本構想（平成27年度～平成36年度）

1 三春町の将来像

将来像は、三春町が平成36年度に目指す姿を内外に示すものであり、今後10年間のまちづくりの象徴となるものです。

将来像を考えるにあたって、参考とすべき基本的な理念として、昭和55年に制定された三春町民憲章があります。

三春町民憲章

- 豊かな自然を愛し、美しい町をつくりましょう。
- 歴史と文化財を大切にし、ゆかしい町をつくりましょう。
- 思いやりのある心を育て、うるおいのある町をつくりましょう。
- スポーツに親しみ、明るい町をつくりましょう。
- 働くことを尊び、活力のある町をつくりましょう。

三春町民憲章は、まちづくりに対する町民共通の基本的な理念を表したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な理念として根づいています。

この普遍的な理念を踏まえ、私たちが描く10年後の三春町は、先人から受け継いできた美しく豊かな里山の恵みと古^{いにしえ}の時代から近現代の長きにわたり息づく歴史文化遺産を最大限に生かしながら、三春町に住む人、だれもがまちづくりの主役として、地域に誇りと愛着を感じられる“活気”に満ちたまちです。

そのため、三春町が目指す将来像を次のとおり定めます。

将来像

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～



2 将来像実現のための計画の体系

(1) 基本目標

将来像として掲げた「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向けて、次の6項目を基本目標とします。

目標1 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり（安全安心分野）

東日本大震災の教訓を生かし、災害時等にも、全ての町民が安全安心に暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進します。また、町民の安全な生活を守るため、交通安全対策、地域防犯対策、消防・救急体制の充実など各方面の危機管理体制の整備に取り組みます。

目標2 住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり（生活基盤環境分野）

これまでに整備してきた都市的な生活基盤整備を維持管理していきながら、生活の質を高める取り組みを推進します。また、環境に配慮した循環型社会を形成し、環境美化の推進により、都市的な環境と自然が共生するまちを目指します。

目標3 豊かな心と文化を育むまちづくり（子育て・教育・文化分野）

子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりが、夢と誇りを持つとともに、幼児学校教育や生涯学習、文化、スポーツなどを通じ感性を育み、若い人もお年寄りも、全ての人々がお互いを大切にし、生きがいをもって生活できるまちを目指します。

目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり（健康・医療・福祉分野）

保健・医療・福祉体制の充実を図り、障がいのある人もない人も、誰もが一人の人間として尊重され、支え合い、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちを目指します。

目標5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり（産業振興分野）

町が潤い、町民が豊かさを感じるために、地域の産業の活力を生み出し、地域特性を活かした産業の振興を創造し、持続的に発展するまちをめざします。

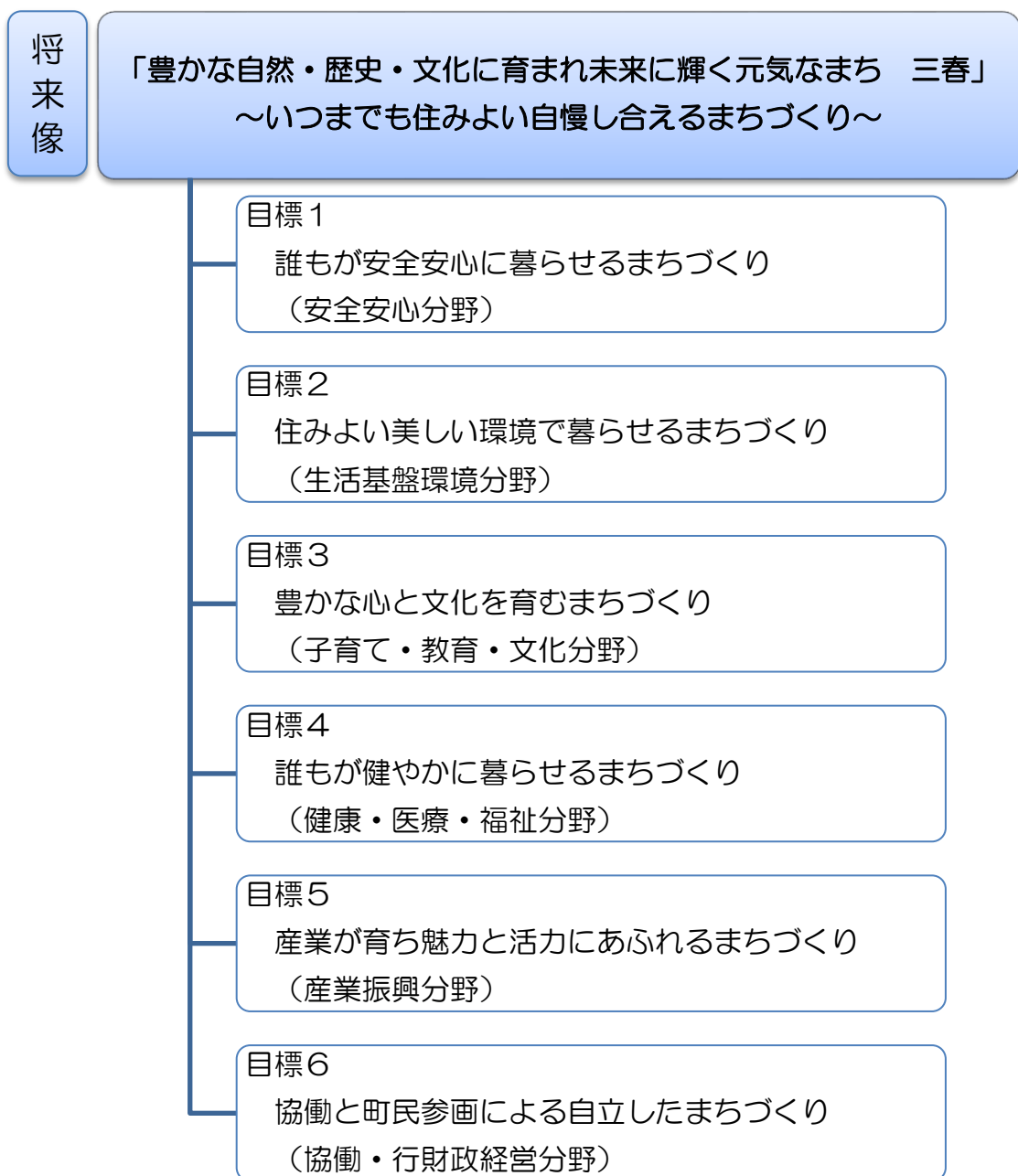
また、地域のもつ資源や特性を活かした多様な交流と連携を推進することにより、地域間交流や国際交流・定住促進など、人で賑わう、魅力と活力にあふれたまちを目指します。

目標6 協働と町民参画による自立したまちづくり（協働・行財政経営推進分野）

コミュニティ・ボランティア活動を支援し町民参画を充実していくとともに、三春町町民自治基本条例に基づいて、三春町が進めてきた協働のまちづくりを推進していきます。

また、計画的かつ効率的な行政運営に努め、的確な町民ニーズの把握、迅速な行政情報の提供により、自立したまちづくりを目指します。

（2）体系図



3 三春町の将来フレーム

(1) 人口

日本の総人口そのものが減少している中、全国の多くの市町村において今後の人口減少が予測されており、本町における将来人口を単純推計した場合、平成36年度終了時点では、14,560人と推計されます。

今後、教育・子育て環境、福祉の充実や住環境の向上などに取り組み、定住人口の増加や人口減少を抑制していくことがより一層重要となります。このような考えに基づいたまちづくりの方向性を前提に、平成36年度における人口を15,000人と想定します。

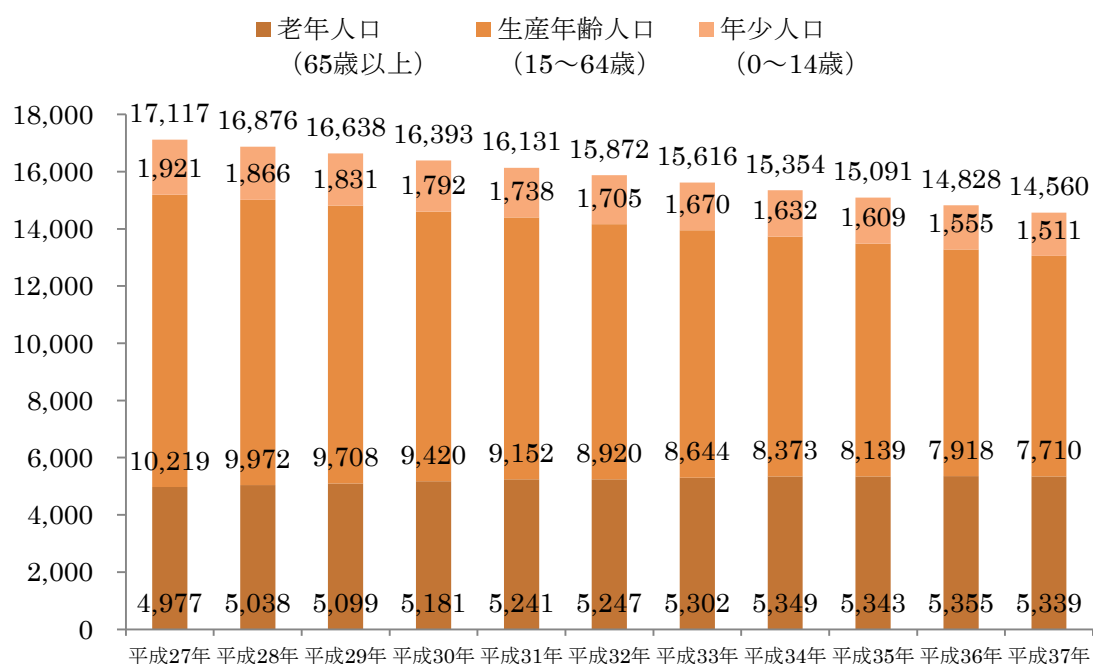
【平成36年度の想定人口：15,000人】

○総人口及び年齢階層別人口の推移

単位：人 %

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
総人口	17,117	16,876	16,638	16,393	16,131	15,872	15,616	15,354	15,091	14,828	14,560
年少人口 (0～14歳)	1,921 (11%)	1,866 (11%)	1,831 (11%)	1,792 (11%)	1,738 (11%)	1,705 (11%)	1,670 (11%)	1,632 (11%)	1,609 (11%)	1,555 (10%)	1,511 (10%)
生産年齢人口 (15～64歳)	10,219 (60%)	9,972 (59%)	9,708 (58%)	9,420 (57%)	9,152 (57%)	8,920 (56%)	8,644 (55%)	8,373 (55%)	8,139 (54%)	7,918 (53%)	7,710 (53%)
老年人口 (65歳以上)	4,977 (29%)	5,038 (30%)	5,099 (31%)	5,181 (32%)	5,241 (32%)	5,247 (33%)	5,302 (34%)	5,349 (35%)	5,343 (35%)	5,355 (36%)	5,339 (37%)

※ 各年の4月1日時点の人口（平成37年については、3月31日時点の人口）



（2）財政

三春町では、ここ数十年にわたり、多様化する行政需要への的確な対応と「三春らしさ」を実現するまちづくりのため、さまざまな事業を実施してきました。

道路の整備、中心市街地整備、再編による中学校建設工事や学校の耐震補強工事など、安全・安心なまちづくりを進めながら、将来のあるべき姿を展望した長期的な観点から、借入金を利用した事業を行う一方、確実な定期償還や繰上償還をすることにより、平成14年度をピークとした借入金の残高は、年々減少しているところです。

その結果、町の財政状況を示す財政健全化比率は、年々改善されている状況にありますが、県内の平均や類似団体と比較すると、更なる改善が必要な状況にあります。

このため、平成22年度には「中期財政計画」と「第4次行財政改革大綱」を策定し、「中期財政計画」においては、毎年度ローリングによる見直しを行い、「第4次行財政改革大綱」においては、進捗状況の確認を毎年行うことにより、行財政改革に努めているところです。

一方、国の財政状況は、少子高齢化等の要因によって悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、極めて厳しい状況にあります。

このような中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」に基づき、強い経済を取り戻しつつ、消費税引き上げにより財源を確保し、社会保障の充実・安定化を進めるとともに、国・地方を合わせた基礎的収支について、中期財政計画に基づき、改善を図り、デフレ脱却と経済再生と財政健全化の両立を実現するとしています。

今後の社会情勢状況の変化や国の政策によっては、町の財政に大きな影響を与えることもありますが、町としては財政健全化の努力・強化を図るとともに、中長期的視点に立って、身の丈に合った堅実な財政運営を行うよう引き続き取り組んでいきます。

平成36年度までの歳入歳出及び町債残高に係る財政見通しは次のとおりです。

表1

<歳入>

（単位：千円）

年度	平成19年度 決算	平成25年度 決算	平成27年度 見込	平成31年度 推計	平成36年度 推計
町税	1,854,500	1,659,862	1,567,378	1,501,021	1,418,037
地方交付税	2,058,798	2,905,970	2,663,687	2,477,254	2,420,805
分担金及び使用料等	248,601	179,126	165,446	156,114	145,461
国県支出金	954,333	1,224,561	824,980	815,467	815,237
その他の収入	1,517,944	1,180,998	977,016	1,175,299	848,591
町債	335,700	351,000	500,000	700,000	500,000
歳入合計	6,969,876	7,501,517	6,698,507	6,825,155	6,148,131
人口（推計値）	18,887	17,581	17,117	16,131	14,828
町民1人当たりの歳入額	369	427	391	423	415

※ 分担金及び使用料等には分担金、負担金、使用料、手数料が含まれる。

※ その他の収入には譲与税、交付金、繰入金、繰越金、財産収入、寄附金、諸収入が含まれる。

＜歳出＞ (単位：千円)

年度	平成 19 年度 決算	平成 25 年度 決算	平成 27 年度 見込	平成 31 年度 推計	平成 36 年度 推計
人件費	1,309,313	1,144,296	1,221,407	1,141,354	1,050,028
扶助費	361,654	732,221	776,619	792,205	804,023
公債費	1,212,945	899,990	700,000	700,000	700,000
物件費	852,168	985,259	994,615	994,615	994,615
補助費等	820,986	1,033,325	1,023,759	1,001,307	974,482
繰出金	450,697	678,181	584,780	614,514	664,062
その他の経費	1,554,248	513,243	320,077	283,029	269,703
投資的経費	182,940	1,075,901	1,028,875	1,100,000	500,000
歳出合計	6,744,951	7,062,416	6,650,132	6,627,024	5,956,913
人口（推計値）	18,887	17,581	17,117	16,131	14,828
町民 1 人当たりの歳出額	357	402	389	411	402

※ その他の経費には維持補修費、積立金、投資・出資金・貸付金が含まれる。

＜町債と基金の状況＞ (単位：千円)

年度	平成 19 年度 決算	平成 25 年度 決算	平成 27 年度 見込	平成 31 年度 推計	平成 36 年度 推計
町債残高	10,835,767	8,138,057	8,017,635	7,417,635	6,617,635
財政調整基金残高	687,107	772,308	550,065	532,620	594,822

表 2

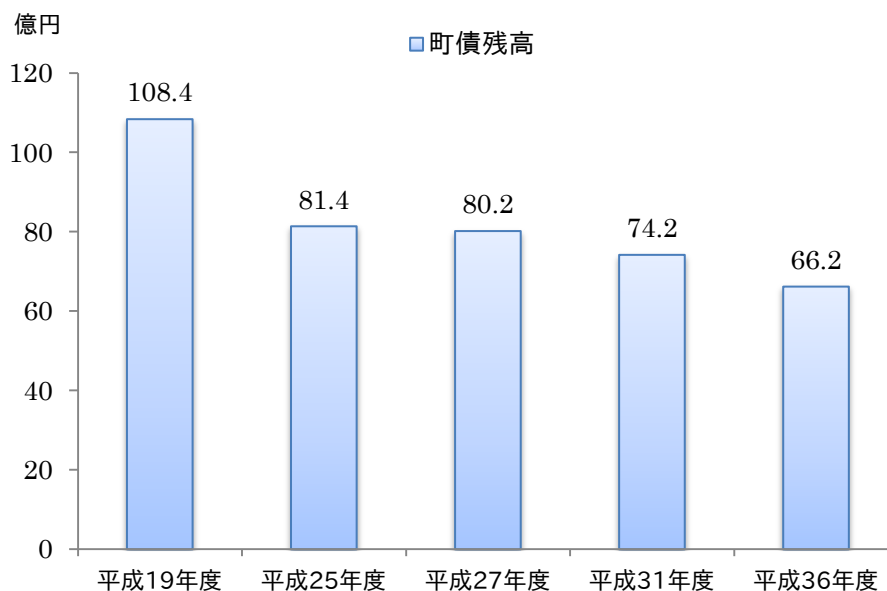


表1及び表2について

- 今回の試算については、一般会計において以下の前提条件により行っています。あくまで現時点での試算であり、前提条件が変われば試算結果はおのずと変更されるものです。
- なお、国の制度、将来人口、その他の要因により前提条件が変更となった場合は、出来るかぎり早い時期に再試算を行うものとします。
- また、平成27年度に改訂予定の「中期財政計画」で今後5年間の財政計画を策定し、併せて平成26年度策定予定の「第5次行財政改革大綱」の点検・評価結果を活用しながら、今後の財政見通しを試算していくこととします。

（歳入）

- ・ 町税は、将来人口推移（見通し）から納税者を推計し、併せて過去5年間の収入実績を基に試算しています。
- ・ 地方交付税は、今後の制度改定等が不透明ですが、現在の動向から削減が行われるものと想定し、併せて過去5年間の収入実績を基に試算しています。
- ・ 国県支出金は、今後の改革の中身が不透明であるため、現在の運営費的な補助金については、将来人口の推移と過去5年間の収入実績を基に試算しています。ただし、臨時的投資的補助金は計上していません。
- ・ 町債は、毎年5億円から7億円程度の借入を行うものとして試算しています。

（歳出）

- ・ 人件費は、定員適正化計画（第2期）に基づき、平成27年度職員数に対して人口減少率を勘案して試算しています。
- ・ 扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金は過去5年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 公債費は、毎年7億円程度を償還することにより、平成36年度の町債残高66億円を目標とします。
- ・ 補助費等は、一部事務組合負担金、上下水道事業への償還利息を計画により推計し、また、その他の負担金、補助金は過去5年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 投資的経費は、5億円から6億円程度で計上しています。

第3編

前期基本計画

（平成27年度～平成31年度）

目標1 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

- 1－1 東日本大震災復興分野
- 1－2 防災災害対策分野
- 1－3 交通安全・防犯分野



三春町・福島県県中地方総合防災訓練

政策分野

1－1 東日本大震災復興分野

■ 現状と課題

東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故により、多量の放射性物質が外部に拡散し、原子力発電所から約 45km 離れている三春町においても、町民生活や農作物、観光等あらゆるものに多大な影響が出ました。

こうした状況のもと、震災から 8 ヶ月余りの間に道路や学校等の公共施設の復旧や、個人住宅に被害を受けた方々への災害見舞金の交付、相双地区からの避難者を受け入れました。

また、放射線対策として、学校などの公共施設・農地・食品等の放射線測定、小中学生に対しての OSL 線量計の配布、さらには、校庭の表土除去や全校へのクーラー設置、通学路の除染活動など町民の方々の協力を頂きながら様々な対策を実施しました。

放射線量は原発事故直後と比べて減少傾向にあるものの、国が定める除染の実施基準 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える放射線量を示す場所もあるため、町民は健康への不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

放射性物質に対する町民の不安を解消し、安心な生活を取り戻すためには、除染により身の回りの放射線量を低減化させることが必要不可欠であり、三春町、三春町議会及び三春町自主防災会連合会等が連携・協議し、「三春町除染実施計画」を取りまとめ、除染を進めているところです。

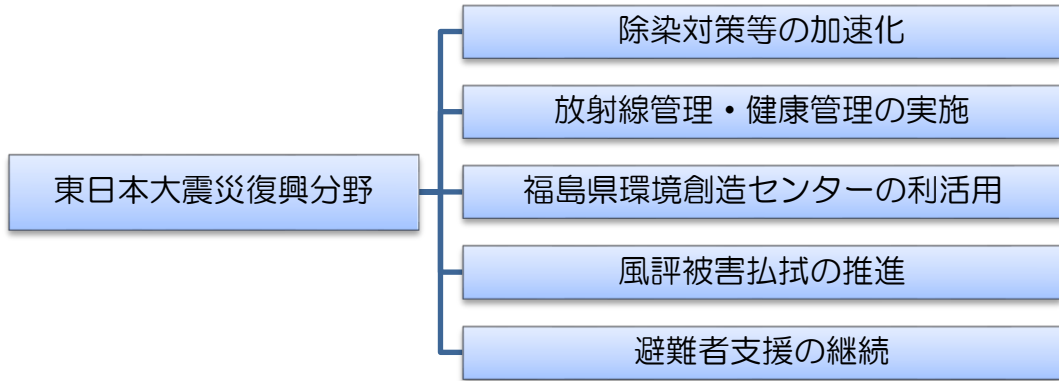
今後は、この計画に基づき、町民や関係機関等の理解や協力を得ながら除染の加速化、仮置き場における適切な管理、中間貯蔵施設への早期の搬出に取り組む必要があります。また、搬出後の仮置き場の利活用についても検討していくことが求められています。

また、モニタリング・風評被害対策を継続的に実施していくとともに、国・県と連携して放射線管理への対応を強化・充実していく必要があります。

この点、現在、福島県環境創造センターの整備事業が三春町で進められています。この施設は、放射性物質により汚染された環境を早急に回復し、将来にわたり安心して暮らせる環境を創造することを目的とし、モニタリング、調査・研究、情報収集・発信、教育・研修・交流の 4 つの機能を持つ施設として、三春町が誘致したものです。環境創造センターによる最新の研究・調査結果を利用することにより、町民が安心できる環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、三春町のみならず福島県全体の震災復興のため、三春町から自主的に避難している町民への支援のみならず、他市町村から三春町に避難している住民に対して、今後も継続的に被災者支援を行っていくことが求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 除染対策等の加速化

町民が安全安心に暮らしていけるよう農地、公共施設、町道等の除染作業の加速化を推進していきます。除染作業においては、現在も実施している除染廃棄物の減容化（木・竹等のチップ化）を行い、効果的・効率的な作業に努めます。

また、除染廃棄物の保管を適切に行い、国が設置する中間貯蔵施設への早期の移動を国・県に求めています。

- 主要な事業
 - ・ 除染対策事業
 - ・ 仮置き場設置・管理事業

◆ 放射線管理・健康管理の実施

町民の放射能に伴う健康被害への不安払拭のため、継続的に放射線の測定や健康管理の取り組みを推進していきます。

- 主要な事業
 - ・ 三春実生プロジェクトへの協力
 - ・ 放射線量測定事業

◆ 福島県環境創造センターの利活用

福島県環境創造センターで行われる調査・研究成果及び教育機能を積極的に活用することにより、町民が安心できる環境づくりを進めていきます。

- 主要な事業
 - ・ 小中学校のセンター見学による放射線学習
 - ・ 環境創造センターが実施する除染従業者講習会等の学習・研修プログラムの利用促進

目標 1 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

◆ 風評被害払拭の推進

観光キャンペーンの実施や町のマスコットキャラクターによるPR等により、農産物等の安全性の情報発信、観光客の誘客を図り、風評被害の払拭を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 観光キャンペーンの実施
- ・ 三春町マスコットキャラクター「こまりん」によるPR事業

◆ 避難者支援の継続

三春町から自主的に避難している避難者に対し、町の情報を継続的に提供していきます。

また、避難者受入自治体として、他の自治体から避難している長期避難者との交流の創出を支援します。さらに、長期避難者の生活拠点の形成に向けて支援を継続していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 自主避難者に対する広報紙等情報提供事業
- ・ 他市町村から避難している住民との交流事業
- ・ 災害公営住宅整備への支援

■ まちづくりの指標

指標名	現状値 (H25)	目標値 (H31)
生活圏における推定年間被ばく線量	1.49mSv/年 (H23) 1.09mSv/年 (H25)	平成 28 年度までに平成 23 年 8 月末と比較して推定年間被ばく線量を概ね 60%減少した状態、若しくは 1mSv/年以下（地上 1 m 地点で 0.23 μ Sv/時以下）にすることを目指します。
住宅地等の除染実績	522 件	平成 28 年度までに 5,900 件
道路の除染実績	4 km	平成 28 年度までに 340 km



福島県環境創造センター



三春町マスコットキャラクターこまりん

政策分野

1-2 防災災害対策分野

■ 現状と課題

◆ 消防防災

三春町においては、近年、東日本大震災や豪雪・豪雨災害の発生により大きな被害を受けており、町民の防災への関心が高まっています。

本町の消防体制は、常備消防として、郡山地方広域消防組合による三春分署が設置されているほか、非常備消防として、1本部7分団からなる消防団が組織され、互いに連携しながら活動を行っています。

今後、高齢化の進展等により、火災の発生、救急要請の増加が予想されます。災害に強いまちを実現するためには、防災訓練など、町民、地域、関係機関、行政が連携した取り組みを進めるとともに、自分の生命や財産を守るための自助や、地域で行動する共助の意識を高めるなど、防災に対する意識を高めていく必要があります。

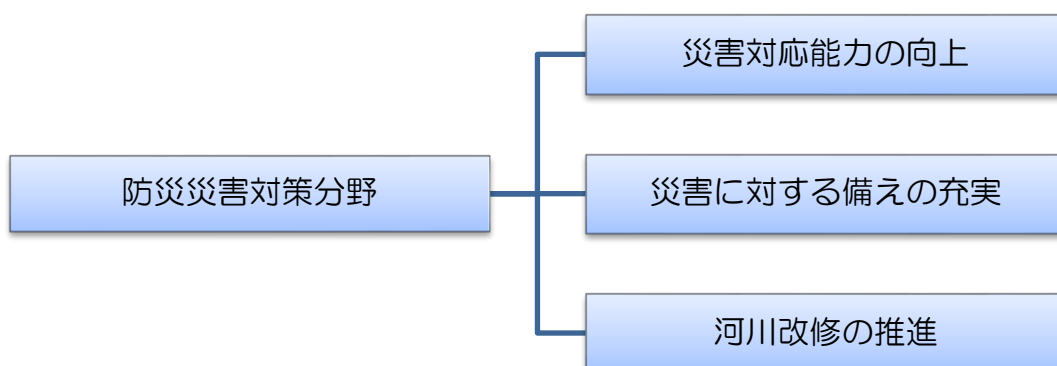
また、災害に対する備えとして、今後も継続的に消防施設設備の充実に努めていく必要があります。

◆ 河川改修

三春町においては、町の東から西へ流れる一級河川桜川があり、たびたび浸水被害を起こしていることから、防災・親水・環境面に配慮した河川改修事業を進めています。

近年においては、全国各地で集中豪雨等が発生しており、三春町においても、河川改修事業等を通して、治水対策を継続的に進めていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 災害対応能力の向上

災害に強い町となるため、防災意識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の充実強化に努めます。また、地域全体で災害弱者（高齢者、目・耳の不自由な方等）の安全の確保にも努めていきます。

また、原子力災害への対策として、情報の収集・連絡体制の整備、広域避難を含めた避難計画の策定、原子力防災に関する広報活動等を実施していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 消防団員の確保・活動支援
- ・ 自主防災会の活動支援
- ・ メール等を利用した災害情報の提供
- ・ 防災ハザードマップ作成事業
- ・ 災害対応マニュアルの作成
- ・ 原子力災害に関する避難計画の策定

◆ 災害に対する備えの充実

地域防災体制の強化に向けて、防災資機材・災害用備蓄物資の充実、避難場所の確保、消防力の強化に努め、より安全なまちを築きます。

➤ 主要な事業

- ・ 消防施設整備事業（防火水槽設置修繕、消防施設修繕、消防用資機材購入等）
- ・ 防災基盤整備事業
- ・ 緊急避難道路の整備
- ・ 除雪機の配備活用

◆ 河川改修の推進

現行の桜川河川改修事業の早期完成を目指すとともに、桜川下流工区の早期改修実施に向けた要望を行い、集中豪雨による浸水被害を未然に防ぎ、居住環境の安全性を確保するため、河川の改修に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 桜川河川改修事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
消防団組織率 （人口1000人あたりの消防団員数）	26.23 人	28.00 人
消防水利充足率	93%	96%
桜川河川改修事業進捗率	83.5%	100%

政策分野

1－3 交通安全・防犯分野

■ 現状と課題

◆ 交通安全

三春町においては、第9次交通安全計画に基づいて、行政、交通安全関係団体、町民が一体となって交通事故の発生とこれによる死傷者の根絶を目的として、交通安全対策を推進しています。

高齢者人口の増加が見込まれ、交通社会において弱い立場にある高齢者に対する配慮がより一層必要となっています。また、児童生徒の通学においても、自動車の往来が激しい場所があり、児童生徒の安全を確保していくことが求められています。

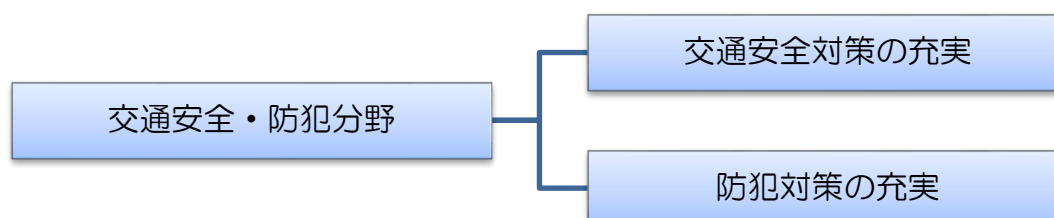
◆ 防犯

三春町における刑法犯発生状況は、犯罪率（人口1000人あたりの刑法犯発生件数）3.27となっており、福島県平均の7.50より低い値となっており、犯罪発生件数が少なく安全な地域といえます。

しかしながら、近年、不審者による連れ去り等、子どもが被害者となる犯罪の発生や犯罪の低年齢化等を背景に、保護者や地域の不安が高まっています。また、高齢者をねらうなりすまし詐欺や電話勧誘による悪質商法による被害も広まっています。

このように、依然として、犯罪からの安全性の確保が強く求められており、今後も引き続き、地域の防犯体制を強化することにより犯罪の発生件数をさらに減少させ、安全・安心な生活を実現していくことが必要となっています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 交通安全対策の充実

交通事故を未然に防ぐための施設整備を充実させます。また、行政、交通安全関係団体、町民が一体となって、効果的な交通安全教育や啓発活動を行い、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

➤ 主要な事業

- ・ 啓発活動の実施
- ・ 交通安全施設整備事業

◆ 防犯対策の充実

犯罪を未然に防ぎ、安全安心な生活を実現するために、継続的に危険個所の点検、防犯設備の設置を推進していきます。子どもを巻き込む凶悪犯罪の抑止として、地域と連携して防犯活動の強化を進めていきます。

また、なりすまし詐欺や電話勧誘による悪質販売等の新しい犯罪について、被害防止の啓発、消費相談業務の充実、被害情報の共有を図っていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 防犯灯設置事業
- ・ 防犯パトロール実施事業
- ・ メール等による防犯情報の提供

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
交通事故年間発生数	48 件	38 件
刑法犯年間認知件数	57 件	39 件
防犯灯設置件数	1,966 件	2,211 件



交通安全街頭啓発運動

目標2 住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり

- 2-1 道路・公共交通分野
- 2-2 上下水道分野
- 2-3 環境リサイクル・新エネルギー分野
- 2-4 住宅政策分野
- 2-5 景観維持・土地利用分野



紫雲寺下のとおり

政策分野

2-1 道路・公共交通分野

■ 現状と課題

◆ 道路

三春町の道路網は、平成26年1月1日現在、国道1路線、県道13路線、町道747路線によって構成されています。

道路は町民の日常生活や産業の振興、地域間の連携・交流に必要不可欠な社会基盤です。広域的な視点から、高速自動車道、福島空港等へのアクセス道路（国県道）の整備が求められています。また、生活道路の未整備路線、通学路における歩道の未整備も多いことから、計画的な道路の整備も求められています。さらに、幹線町道（1・2級）においても、舗装等の劣化が著しく、計画的な修繕の必要があります。

今後も、厳しい財政状況の下、町民ニーズの動向等を踏まえながら、将来を見通した計画的な整備・維持管理が求められています。

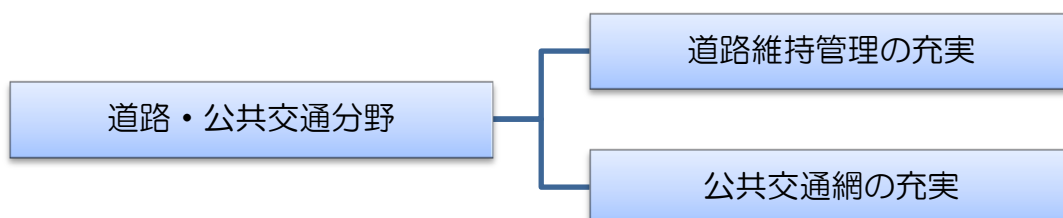
◆ 公共交通

三春町においては、平成25年度に町営バスとスクールバスの共用運行を開始しましたが、利用時間帯に空白が生まれ利用者数が減少しました。平成26年度からは、小型バス1台とワゴンタイプ1台をリースし、朝夕の通院や通勤の利便性を向上することとしています。

また、環境創造センター開設に向け、福島県・民間事業者と協調したバス路線の増強も必要となっています。

バスは、車社会の進展などにより利用者は減少傾向にありますが、子どもや高齢者等の交通手段として、重要な役割を果たしています。このため、今後も地域に根ざした持続可能なバスや鉄道等の公共交通の充実を図っていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 道路維持管理の充実

快適で円滑な道路交通体系の形成を図るため、国県道の未整備路線の事業実施要望及び整備の支援を行います。

また、計画的な幹線町道の維持管理を行うとともに、まちづくり協会等の地域コミュニティと連携して、日常生活に密着した生活道路の整備・維持管理に取り組み、町民生活の安全性と快適性の向上に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 国県道整備事業への支援
- ・ 町道等維持工事事業
- ・ 生活道路整備助成事業

◆ 公共交通網の充実

公共交通が、不便を感じることの少ない交通手段として利用できる環境を整備していきます。具体的には、現行のバス路線の充実及び、鉄道と路線バスとの接続・運行についての改善を図っていきます。

なお、利用者数、地理的条件により、バス運行が不経済な地区については、利用しやすい公共交通サービスの方法を検討していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 町営バス運行事業
- ・ 路線バス維持対策事業
- ・ 民間事業者への要望書の提出

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
幹線道路舗装修繕率	14.1%	35%
橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備修繕率	—	10%
公共交通月平均乗車人数	14,100 人／年	20,400 人／年



三春町営バス

政策分野

2-2 上下水道分野

■ 現状と課題

◆ 上水道

三春町は、高度浄水処理により安全で安定したおいしい水の供給に努めています。また、浄水施設等の設備についても良好な維持管理に努め、安定した運転浄水処理が行われています。

給水件数は、毎年、増えており平成25年度末現在の給水件数は5,396件と平成20年度末対比で255件増えています。給水件数が増えている反面、使用水量による料金収入は人口減少などにより平成14年度をピークに平成15年度以降は毎年減少を続けました。平成23年度からは仮設住宅への供給などにより増加しています。

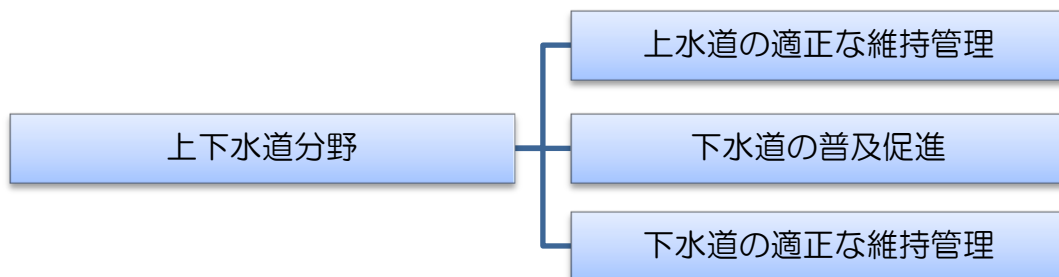
現在の浄水施設等は建設から20年が経過しており、今後、各設備の更新に多くの費用を要することが見込まれます。人口減少等により料金収入の増加が見込めない中で、安全で安定した水の供給を行うためには、設備の計画的な更新と適正な維持管理が必要となっています。

◆ 下水道

三春町では、生活環境の改善・公衆衛生の向上・公共用水域の水質改善を目的として、「集合排水処理施設」（公共下水道整備・農業集落排水処理施設）の整備及び「個別排水処理施設」（町設置型の浄化槽事業）により污水处理施設の基盤整備を行ってきました。現在、集合処理施設の整備は一段落しましたが、個別排水処理施設については、随時事業を行っています。

今後の課題としては、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、公共下水道や農業集落排水処理施設などへの接続推進と、それら下水道施設の適正な維持管理が課題となっています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 上水道の適正な維持管理

各設備・機器の計画的な更新と適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給に努めていきます。また、効率的な事業運営に取り組み安定経営に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 安全な水道水供給のための水質検査・管理
- ・ 設備・機器の適正な維持管理、更新

◆ 下水道の普及促進

全町水洗化にむけて、町内の全戸及び全事業所とも集合処理方式による接続、または、合併処理浄化槽を設置する個別排水処理施設の普及を積極的に推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 広報活動の実施
- ・ 利子補給制度の活用

◆ 下水道の適正な維持管理

地域の需要・コストを勘案して下水道施設の整備を推進していきます。また、下水道施設・設備の適正な管理と耐震化、老朽化した施設・設備の計画的な更新に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 排水処理施設、設備の更新
- ・ 下水道維持管理に必要な点検、検査の適正施工や指導

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
上水道供給単価	208.3 円	205.0 円
公共下水道接続率	62.6%	75.0%
農業集落排水処理施設接続率	82.0%	90.0%
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽利用率	39.3%	60.0%

※ 公共下水道接続率、農業集落排水処理施設接続率、合併処理浄化槽利用率はいずれも住基人口ベース

政策分野

2-3 環境リサイクル・新エネルギー分野

■ 現状と課題

◆ ごみ減量・リサイクル

三春町においては、田村市・小野町と広域行政組合を組織して燃えるごみを広域的に処理しています。また、資源ごみの分別収集や廃食油回収事業を実施する等リサイクル事業にも取り組んできました。

東日本大震災により、受入避難者の生活ごみや住宅の損壊、除染を契機に家庭内にためられていたごみの顕在化、ごみ搬出の要望が増加しています。このため、田村広域行政組合の焼却能力以上のごみ量が発生しており、施設増強も視野に入れながら、更なるごみの適正処理を進める必要があります。

◆ 環境美化対策

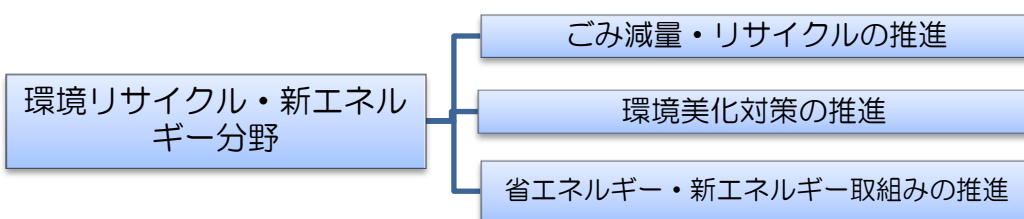
三春町では、不法投棄のパトロールの実施、地域と連携したクリーンアップ作戦の展開により、道路や河川敷などへの不法投棄行為の未然防止に努めてきました。また、河川については、水質モニタリング調査を行い、河川環境や生態系の保全を図ってきました。今後も継続的に、道路・河川・その周辺環境の環境美化対策を推進し、快適な環境づくりに努めていく必要があります。

◆ 省エネルギー・新エネルギーへの取組み

近年、PM2.5に代表される大気汚染や化石燃料使用による地球温暖化問題など、地球環境の悪化が深刻化しています。

三春町においては、三春町地球温暖化対策実行計画に基づいてCO₂排出量の削減に努めてきました。また、地球温暖化防止の観点から新エネルギー設備補助事業を実施し、災害時のエネルギー確保を目的として、三春交流館「まほら」や町民体育館に太陽光発電設備を設置しました。今後も、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、町民・事業者・行政が一体となり地球環境問題に取り組む体制づくりを進め、新エネルギーの活用や省エネルギーに取り組むことが求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ ごみ減量・リサイクルの推進

町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、ごみの発生や排出を抑えるため、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル、適正処理を推進していきます。また、高齢化社会に対応したごみ収集のあり方について検討していきます。

➤ 主要な事業

- ・ リサイクル推進事業
- ・ ごみ収集運搬事業

◆ 環境美化対策の推進

地域・関係機関と連携して、不法投棄の監視・道路、河川敷、湖沼周辺の環境美化に努めていきます。また、河川環境については、水質検査の継続的实施とともに、河川愛護思想の啓発活動を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 各地区クリーンアップ作戦の実施
- ・ 河川水水質モニタリング調査の実施

◆ 省エネルギー・新エネルギー取組みの推進

温室効果ガスの排出量を削減するために、行政が自ら省エネルギー等の地球温暖化対策を推進していくと同時に、地球温暖化防止対策活動に取り組む事業者・町民の活動への支援を推進していきます。

また、地球温暖化防止・非常時のエネルギー確保だけでなく、エネルギー自給率の向上による地域経済の活性化を目的として、地域における新エネルギー導入の加速化に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 三春町地球温暖化対策実行計画の推進
- ・ 町施設への再生可能エネルギー設備の導入
- ・ 住宅用新エネルギー設備等設置事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
リサイクル率	18.6%	18.6%
クリーンアップ作戦実施回数	105 件	120 件
町内河川BOD年間平均値	2.79mg/ℓ	2.00mg/ℓ
住宅用新エネルギー設備設置件数	太陽光発電 実績 52 件 蓄電池 実績 2 件 (H25 年度実績)	太陽光発電 実績 250 件 蓄電池 実績 10 件 (5 年度累計実績)

政策分野

2-4 住宅政策分野

■ 現状と課題

◆ 住宅地の提供

三春町では、岩本住宅団地・過足住宅団地・御祭住宅団地を造成し、個人住宅取得者へ分譲の推進に努めてきました。平成25年度末現在の未分譲地の状況は、岩本住宅団地の8区画・過足住宅団地の2区画で、御祭住宅団地は完売しました。また、新たに栄町地内・上舞木字戸ノ内地内の町有地を宅地として整備し分譲することが進められています。

岩本住宅団地等は、分譲開始から既に20年が経過しており、早期の完売が課題となっています。

◆ 住環境整備

町の周辺地域の住宅地（岩江地区）では、道路整備や生活排水対策を実施し、住環境の向上を推進してきました。

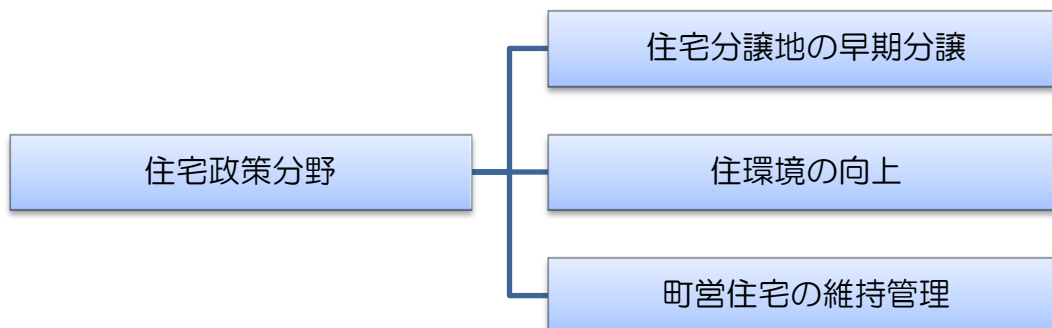
今後の課題としては、快適な住環境を維持するため、地震による木造住宅の倒壊等の被害を最小限度にとどめるための施策の展開が求められています。

◆ 町営住宅

低所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供する町営住宅については、平成26年度現在、19団地333戸の管理を行っています。昭和40～50年代に建設された町営住宅は、法定耐用年数を経過し老朽化が進んでいます。

人口減少時代を見据えて、計画的な建替え及び用途廃止を行っていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 住宅分譲地の早期分譲

未分譲地のある住宅団地について、分譲価格の見直し等により早期の完売を目指します。また、定住人口の受け皿として、新たな宅地の販売分譲についても早期の完売を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 住宅団地分譲事業

◆ 住環境の向上

周辺地域の住宅地については、道路改修・側溝整備等を行い、住環境の向上を推進していきます。

また、地震による木造住宅の倒壊等の被害を最小限度にとどめるため、建築物の安全性の向上を促進していきます

➤ 主要な事業

- ・ 西部地区住環境整備事業
- ・ 木造住宅の耐震化推進事業

◆ 町営住宅の維持管理

町営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から修繕計画を定め、需要や財政状況を勘案しながら建替・改修工事・維持管理を推進していきます。

なお、町営住宅の運用の前提となる家賃の徴収についても、徴収率の向上に継続的に取り組みます。

➤ 主要な事業

- ・ 町営住宅の建替計画の策定・維持修繕事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
現住宅団地未分譲地数	10 区画	0 区画
町営住宅使用料徴収率 （現年度分及び滞納繰越分）	89.57%	90.00%

政策分野

2-5 景観維持・土地利用分野

■ 現状と課題

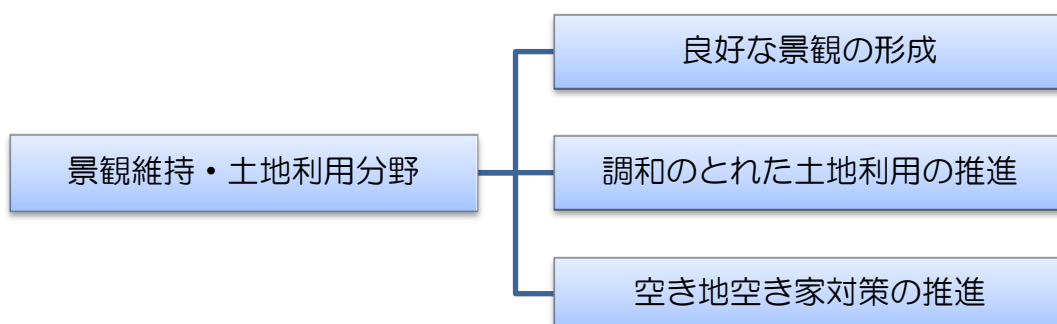
三春町は、市街地地区に、多くの寺社仏閣・歴史的建造物を有するとともに、田園地域には、すばらしい自然が残っており、貴重な歴史環境と豊かな自然環境が共存している町です。

この貴重な環境を維持していくため、本町では、美しい町をつくる景観条例を基に良好な景観形成に向けた取り組みを実施してきました。また、平成20年に策定した三春町国土利用計画に基づいて、都市地域と農村地域が調和した土地利用を推進してきました。

近年、三春町においても、人口減少に伴い空き地空き家が目立つようになってきました。空き家や空き地が適正に管理されないことにより建物の一部が敷地外に崩れ落ちたり、生い茂った草木が隣地にはみ出したりするなどの景観の悪化が懸念されています。

また、耕作者の高齢化や農業後継者のいない非農家の増加等により、耕作放棄地の増加等も見込まれます。このため、美しい景観の維持・調和のとれた土地利用への継続的な取り組みが必要となっています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 良好な景観の形成

緑豊かな自然と豊穡な歴史文化を有する三春町の景観を守り、次世代へ引き継ぐことを目的として、良好な景観の形成・維持に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 景観審査実施事業
- ・ 三春町建築賞の実施

◆ 調和のとれた土地利用の推進

農業の振興と豊かな田園空間の保全など自然的な土地利用と住宅宅地の整備・商工業基盤の充実など都市的な土地利用との調和した良好な地域環境の形成に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 三春町開発行為等事前指導要綱に基づく協議の実施

◆ 空き地空き家対策の推進

安全で安心な魅力ある地域及び良好な生活環境であるために、現存する空き地空き家（低稼働・未利用地）の効率的な利用を推進していきます。また、空き地空き家の情報をホームページ等で発信することにより、定住人口の受け皿としても活用していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 空き地空き家バンク事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
景観審査実施累積件数	376 件	436 件
指導要綱に基づく協議件数（各地区合計）	449 件	870 件
空き家空き地マッチング件数	1 件	10 件

目標3 豊かな心と文化を育むまちづくり

- 3-1 子育て支援分野
- 3-2 幼児教育・保育分野
- 3-3 学校教育分野
- 3-4 青少年健全育成分野
- 3-5 生涯学習・文化・スポーツ分野



児童館夏まつり

政策分野

3-1 子育て支援分野

■ 現状と課題

三春町においては、多くの他の市町村と同様に、晩婚化や非婚化等の影響による出生数の減少により少子化が進行しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する原子力発電所事故の影響により、若い世代が転出しており、子どもの数が減少しています。

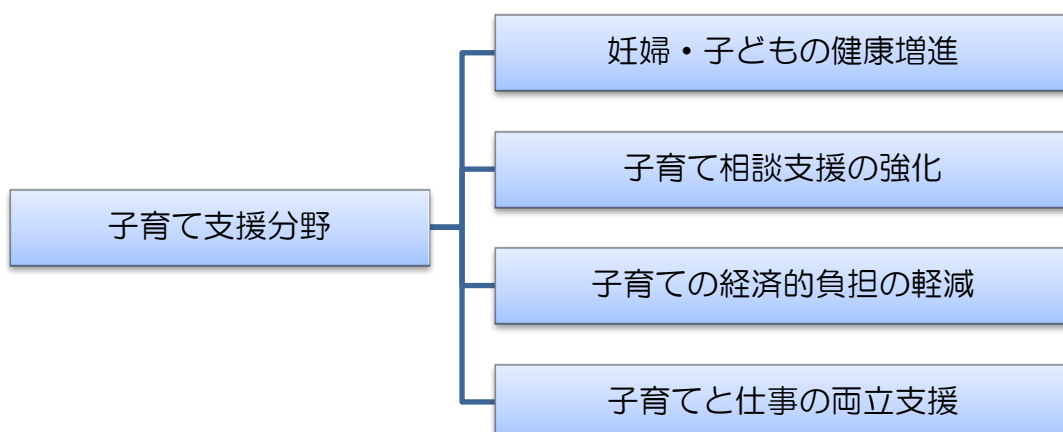
このため、地域で自然と行われてきた異年齢の中で、子ども自身が育つ機会が減少しており、他人とうまくかかわる能力を身に付ける機会が少なくなっている状況になっています。

また、核家族化の進展・地域での人間関係の希薄化が進行していることにより、子どもを養育している保護者が、祖父母や地域の住民等から、子育てに対する助言や支援を得ることが困難になっており、子育てを負担に感じたり、孤立感に苛まれている状況にあります。

以上のように、子どもの育ち及び子育てをめぐる環境は厳しいものとなっており、子育て支援の充実が求められているといえます。

具体的には、平成27年度開始年度となる子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの夢・子育ての希望があふれる元気なまちづくりに向け子育て支援施策を推進していく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 妊婦・子どもの健康増進

安心して産み育てられる環境づくりのために、未妊婦・妊婦・乳幼児の健康増進に向けた各事業を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 妊婦健康診査、乳幼児健康診査事業
- ・ 母子保健指導事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・ 予防接種事業（法定接種・任意接種助成）
- ・ 産後の家事・育児サポート事業（産後ヘルパー派遣事業）

◆ 子育て相談支援の強化

日常の子育ての不安や育てにくさなど、多様な育児相談の支援体制を整備し、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 子育て支援センター事業の充実（子育て支援ネットワークづくり）
- ・ 乳幼児育成支援事業（ステップくらぶ）、5歳児発達相談事業
- ・ 子どもの遊び場づくり（整備・管理）

◆ 子育ての経済的負担の軽減

子どもの保育・教育や医療にかかる費用負担の軽減に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 子育て支援医療費助成事業
- ・ 多子世帯養育支援事業
- ・ すくすく赤ちゃん応援助成券支給事業

◆ 子育てと仕事の両立支援

延長保育・預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立が可能な環境を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ ファミリーサポートセンター運営支援事業
- ・ 延長保育・預かり保育の拡充
- ・ 放課後児童クラブ事業の実施

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
乳幼児健診受診率	3-4ヶ月児 100% 9-10ヶ月児 97.6% 1歳6か月児 96.8% 3歳児 98.3%	いずれの月齢についても100%を目指す。
児童クラブ定員	110人	140人
子育て支援センター自由来館者数	1,942名/年	3,000名/年

政策分野

3-2 幼児教育・保育分野

■ 現状と課題

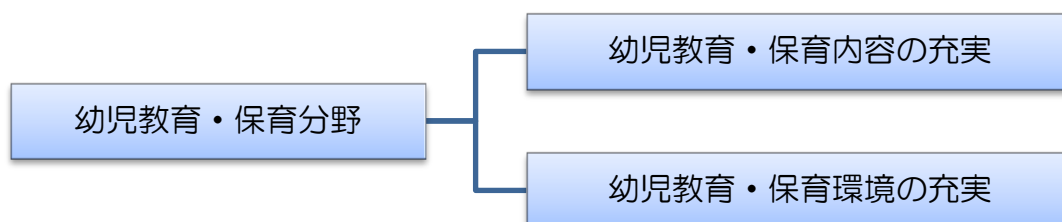
三春町には、現在、町立の認可保育所2施設、認可外保育所1施設、幼稚園が2施設あります。また、私立の認可保育所1施設、幼稚園が1園あります。町では、以前から実態に即した保育所、幼稚園の一元的な運営に取り組み、それぞれの施設が特色を活かした保育・教育ができるよう進めてきました。

平成27年度から、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的として、子ども子育て支援新制度がスタートします。新制度では、市町村が実施主体となり、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされ、ますます町の役割が重要となります。

人口が減少し、少子化が進行する中、次代を担う子どもの育成は重要な課題であり、幼児教育の重要性がますます大きくなっています。今後においても、就学前教育は生涯にわたっての教育基盤であるという視点に立って、幼児の発達や実態に即した保育サービス・幼児教育を推進するとともに、円滑な小学校就学につながるよう取り組んでいく必要があります。

また、低年齢児の保育需要が高まっており、子育て支援という観点からも、その受け入れが重要となってきています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 幼児教育・保育内容の充実

幼児一人ひとりの発達段階や地域の実情に応じた質の高い教育・保育の実現を目指します。特に、配慮の必要な幼児への特別支援教育・保育を充実させるとともに、円滑な就学に取り組みます。

また、親の就労状況等、保護者の多様なニーズに応えられる保育サービスの提供を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 保育所・幼稚園運営事業
- ・ 保育所の公設民営化（指定管理者制度の導入）
- ・ 特別支援教育・保育の充実

◆ 幼児教育・保育環境の充実

保育所、幼稚園の施設・設備の適切な維持管理に努め、安全安心な幼児教育・保育環境の整備を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 幼稚園・保育所の施設改修・補修事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
一時預かり事業・土曜日 保育利用者数	—	100人/日



子育て支援センター

政策分野

3-3 学校教育分野

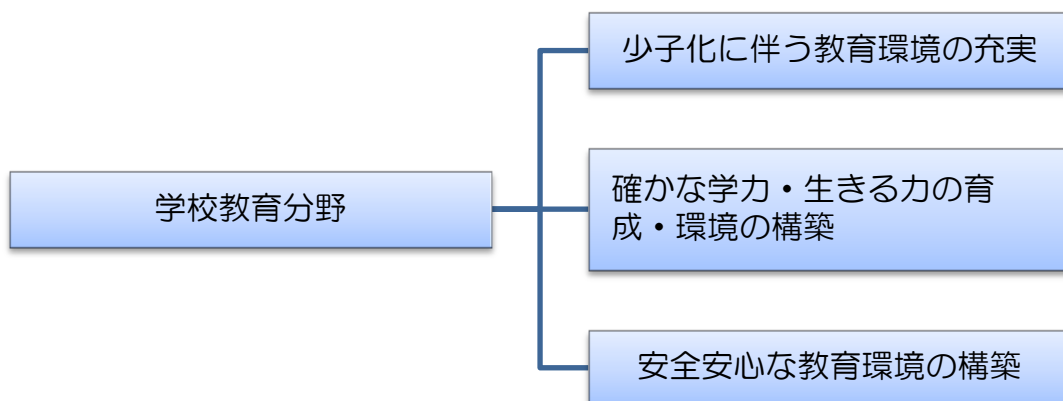
■ 現状と課題

三春町には、現在、小学校が6校、中学校が2校あり、それぞれの学校が特色ある学校づくりを進めています。また、児童・生徒の一人ひとりが喜びと生きがいのある人生を歩むための力を備えるとともに、地域に信頼され、国際社会にも貢献できるような人材へ育つことを学校教育の目標としています。

本町においても、他の市町村と同様に少子化傾向が進行している状況にあることから、今後は、それらに対応した教育環境の整備充実を図っていくことが必要となってきます。

また、障がいの有無にかかわらず困り感を持つ児童・生徒が地域で共に学び、共に生きる教育の必要性が高まっており、児童・生徒のそれぞれの特性に応じた学びの場として、学校が担う役割は大きくなっています。このため、個のニーズに応じた支援指導の充実を図っていきます。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 少子化に伴う教育環境の充実

教育的・財政的・地域的な視点にたって、学校の教育環境について総合的に検討していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 少子化に対応した教育環境についての検討

◆ 確かな学力・生きる力の育成・環境の構築

学力調査の実施及び活用により基礎学力の向上を推進していきます。また、児童生徒が社会人・職業人として自立していくことができるよう生きる力の醸成に努めていきます。

さらに、確かな学力・生きる力の育成の前提として、日頃の生活から児童生徒の健全な発達を支え、また、児童生徒の精神的なサポートを充実させます。

➤ 主要な事業

- ・ 学力向上推進支援事業
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 学校給食の充実・食育の推進
- ・ スクールカウンセラー派遣事業
- ・ 特色ある学校づくり支援事業

◆ 安全安心な教育環境の構築

安全安心な学習環境を整備するため、小中学校施設について、老朽化・耐震化への対応や安全管理の充実を推進していきます。また、児童生徒が安心して小中学校へ登校できる環境の一層の充実を図っていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 小学校、中学校施設改修工事事業
- ・ 通学路環境対策事業（通学路整備・スクールバス運行）

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
学校生活への適応度 （学校評価アンケート）	85%	90%

政策分野

3-4 青少年健全育成分野

■ 現状と課題

三春町においては、青少年の健全育成のため青少年問題協議会を中心に、協議会の開催のみならず、青少年健全育成標語コンクール等の事業を実施してきました。また、児童生徒及びその保護者を対象とした成長期に応じた家庭教育講座等の事業も実施してきました。

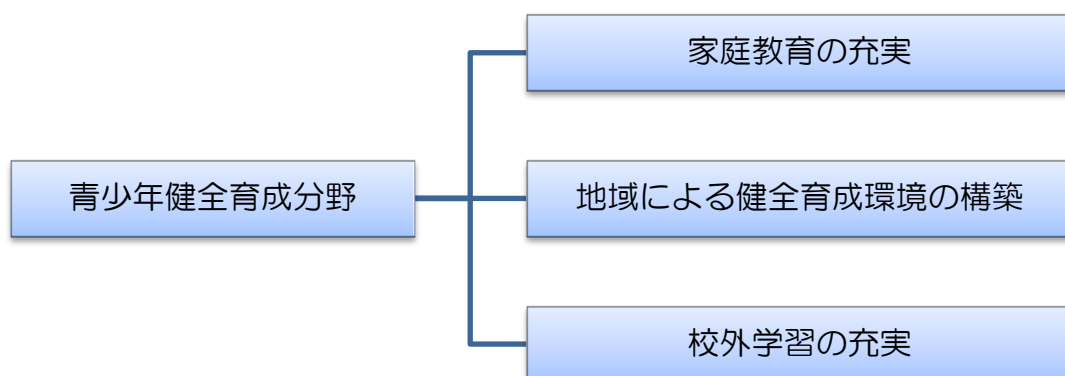
近年の社会・経済情勢の急激な変化により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下・犯罪の低年齢化・ひきこもり問題など、全国的に青少年をめぐる問題がクローズアップされています。その一方で、保護者の衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（ネグレクト）も問題となっています。

また、情報環境の急激な変化（携帯電話・スマートフォンの普及）により、青少年が有害な情報にアクセスしやすい環境が広がっているとともに、青少年が命を失う危険のある犯罪に巻き込まれる事例も散見されます。

健全な青少年の育成について、保護者が第一義的責任を有するとの基本的認識を前提としながらも、家庭、学校、地域、行政等が一体となり地域及び社会全体で支援していくことが必要となってきます。

また、情報環境の急激な変化に対しても、プライバシーやセキュリティに係るリスクを学ぶ環境の場を構築し、青少年の情報モラル教育の充実に向けた取り組みが求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 家庭教育の充実

子育てやしつけなどの家庭教育に関する取り組みを推進し、家庭の教育力の向上に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 就学児健康診断等の機会を活用した子育て講座
- ・ 幼児期、思春期子育て講座
- ・ 父親講座

◆ 地域による健全育成環境の構築

青少年問題協議会の充実・活用を図り、これを中心に家庭、学校、地域、行政等が一体となって青少年の健全育成環境を構築していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 青少年問題協議会運営事業
- ・ 少年を非行から守る啓発運動の実施
- ・ 社会を明るくする運動の実施

◆ 校外学習の充実

次代を担う青少年に対し、家庭・学校・地域が連携して社会全体で青少年の健全育成を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 児童館、児童クラブ運営事業
- ・ 放課後子どもプラン推進事業（まほらっこ教室）

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
青少年健全育成標語コンクール参加者数	332 人	407 人
家庭教育講座参加者数	3,093 人／年	3,300 人／年
児童クラブ実施日数	児童館 293 日／年 岩江・御木沢 242 日／年	児童館 293 日／年 岩江・御木沢 252 日／年
まほらっこ教室実施日数	延べ 751 日	延べ 960 日

政策分野

3-5 生涯学習・文化・スポーツ分野

■ 現状と課題

◆ 生涯学習・文化環境の醸成

科学技術・情報化の進展など社会経済が大きく変化する中で、自由時間の増大などにより、人々の志向が物の豊かさから、心の豊かさや生きがいを重視する方向へと変化しています。

三春町においては、生涯学習社会・文化環境の形成に向けて、交流館「まほら」を中心として、各地区交流館、町民図書館、歴史民俗資料館、さくら湖自然観察ステーション等において、生涯学習事業を推進しています。

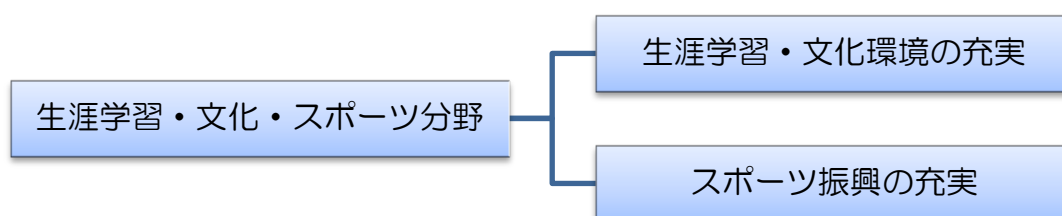
今後も、高齢化社会の到来により、より多様化した生涯学習環境・文化の提供が求められていくと推測されます。

◆ スポーツ振興の必要性

スポーツは、健康・体力づくりや生きがいづくりとして重要な役割を果たしています。本町においては、数多くのスポーツ団体・スポーツ少年団が運動公園を中心に活動しています。

今後も、健康・体力づくりのみならず町民同士の親睦等により地域活性化の一助になるものとして、スポーツ振興が求められていくと考えられます。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 生涯学習・文化環境の充実

生涯学習関連施設の適正管理・有効活用を進めながら、町民に対する自主活動の紹介等を随時行う等、町民の自主的な文化・生涯学習の活動を支える環境づくりを推進していきます。

また、スマートフォン・タブレットの普及による情報化の進展に対応した生涯学習の機会の提供にも努めていきます。

さらに、町民図書館については、三春町公共施設整備方針検討委員会からの答申等を踏まえ新図書館整備計画を進めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 三春交流館「まほら」を中心とした運営協会による自主事業の充実
- ・ 各種講習会開催による生涯学習の機会提供
- ・ 新図書館整備計画の策定
- ・ さくら湖自然教室、さくら湖自然環境フォーラム事業

◆ スポーツ振興の充実

スポーツ施設の維持管理・有効活用を図りながら、各種スポーツ団体の育成や年齢層に応じた多様なスポーツ活動の普及を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ スポーツ団体活動交付金事業
- ・ 各種スポーツ大会の充実

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
三春交流館「まほら」利用者数	87,717 人	95,000 人
町民スポーツ大会参加者数	3,464 人	5,000 人
町体育施設利用者数	49,350 人	55,000 人

目標4 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

- 4-1 健康づくり分野
- 4-2 地域医療分野
- 4-3 高齢者福祉分野
- 4-4 障がい者福祉分野



敬老会

政策分野

4-1 健康づくり分野

■ 現状と課題

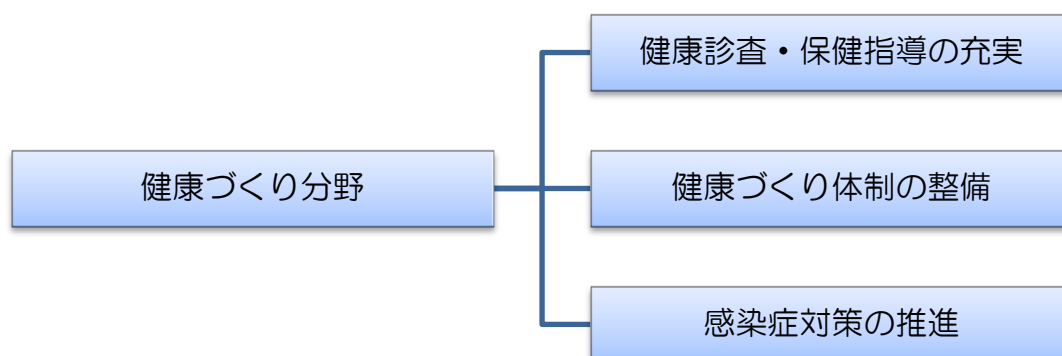
三春町では、平成16年度に策定した「健康みはる21」に基づき、保健センター・健康サロンを拠点として、健康づくりに関する広報・啓発活動を推進するとともに、健康診査や健康教育、健康相談等を実施し、生涯の各期に応じた保健サービスを提供してきました。

身体活動量の低下と食環境の変化により、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心筋梗塞、脳卒中等の有病者が増加しており、生活習慣病への対策が必要です。第6次三春町長期計画から引き続き、健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策が重要となっています。

この点、町では、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症や重症化を防止するために、町国民健康保険加入の40歳から74歳を対象として特定健康診査・特定保健指導を実施しています。しかし、特定健康診査の受診率は35%前後と目標の65%には届かず、今後も未受診者対策等に工夫して取り組む必要があります。また、がん検診はメニューの充実をはかり、男性特有の前立腺がん検診も導入して実施しています。その他の各種がん検診においては、特に働き盛りの若い世代の受診率が低迷しており、未受診者への働きかけが重要になっています。

今後はさらに、地域全体で「病気や介護状態を予防し健康に暮らしていく」という意識を持って、身近な健康習慣に取り組めるような意識づくりと、参加しやすい場づくりとを合わせた取り組みが求められます。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 健康診査・保健指導の充実

「健康みはる21」に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に行い、生活習慣予防と重症化防止のために必要な保健指導を実施するとともに、各種がん検診の実施体制充実に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 成人健康診査事業
- ・ 特定保健指導事業
- ・ 栄養改善事業
- ・ 健康教育、健康相談事業、訪問指導事業

◆ 健康づくり体制の整備

健康は毎日の生活の基盤であるという原点に立ち返り、町民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりのために学び、実践できる体制の構築に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 保健センター運営事業
- ・ 駅前健康サロン事業

◆ 感染症対策の推進

新型インフルエンザはじめ各種感染症に関する正しい知識の普及と、各法定ワクチンの接種率向上や任意予防接種助成等予防対策の強化に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 予防接種事業
- ・ 任意接種助成事業（インフルエンザ・成人風疹ワクチン等）

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
特定健診受診率	35.7%	60%
がん検診受診率	胃がん検診 24.9% 肺がん検診 35.6% 大腸がん検診 27.4% 子宮がん検診 22.3% 乳がん検診 25.0%	全てのがん検診受診率 50%を目指す。
駅前健康サロン利用者数	3,322 人	4,000 人
予防接種率	麻しん風しんⅠ期 87.0% 麻しん風しんⅡ期 89.8%	Ⅰ期・Ⅱ期ともに接種率 100%を目指す

政策分野

4-2 地域医療分野

■ 現状と課題

◆ 医療体制

三春町には現在、公設民営方式の町立三春病院を地域医療の中核として、診療所が9ヶ所、歯科診療所が6ヶ所があり、それぞれ地域医療を担っています。また、夜間・休日の医療ニーズに対応するため、平成26年4月1日から田村地区夜間診療所が開設されています。

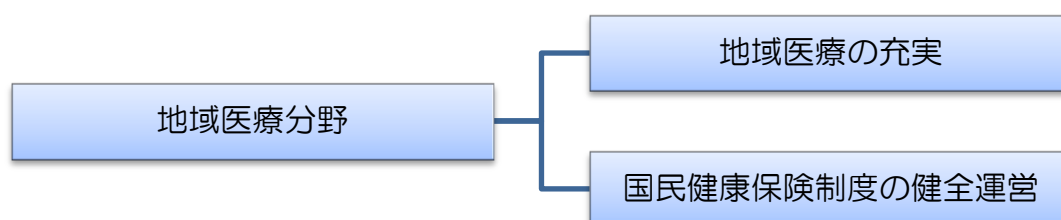
今後も、町立三春病院が地域医療の中核としての機能を発揮し、地域の医療ニーズに対応するために診療内容の充実と医師の確保、体制の充実を図る必要があります。また、病院と診療所との機能分担を図りながら、連携を深めることも重要です。

◆ 国民健康保険制度

三春町における国民健康保険の被保険者数は4,818人、加入世帯2,708世帯で、総人口に対して27.8%が加入しています（平成25年度現在）。

国民健康保険は被保険者からの保険税と国庫補助金を基盤として運営されていますが、高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い、医療費は増加傾向にあることから、保険税を確保するとともに医療費の適正化を図ることが必要とされています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 地域医療の充実

町民が地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、町民のかかりつけの医療機関として、町立病院が中心となって町内診療所との連携・近隣自治体の医療機関との広域的連携を図りながら、様々な地域の医療課題解決への取組みを推進していきます。

また、地域の医療ニーズに対応するために三春病院の産婦人科医の常駐要望等、医師の確保にも努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 田村地方在宅当番医事業
- ・ 指定管理者による町立三春病院の運営
- ・ 地域医療介護連携事業

◆ 国民健康保険制度の健全運営

医療費の抑制や保険税の収納率の向上など、制度の健全運営に向けた取組みを推進していきます。また、被保険者の健康づくりを促進するための保健事業を展開します。

➤ 主要な事業

- ・ 医療費通知事業
- ・ ジェネリック医薬品の利用促進事業
- ・ 人間ドックの勧奨
- ・ レセプト内容及び資格点検の強化
- ・ 自主的な健康づくり活動の支援
- ・ 第三者行為求償事務

■ まちづくりの指標

指標名		現状値（H25）	目標値（H31）
町内医療施設従事者数	医師 うち産婦人科医指数	96.7人（人口10万対） 0人（出生1000対）	111.6人（人口10万対） 10.5人（出生1000対）
	歯科医師数	34.1人（人口10万対）	増加を目指す
	薬剤師	102.4人（人口10万対）	増加を目指す
国民健康保険税収納率		94.68%	95.00%
一人あたり医療費		315,705円	減少を目指す

政策分野

4-3 高齢者福祉分野

■ 現状と課題

◆ 高齢者を取り巻く環境の変化

高齢者人口の増加に伴い、要支援又は要介護認定者が増加する傾向にあるとともに、核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者が増加するなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、医療や介護、福祉の連携強化による在宅高齢者への支援を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを維持するために、要介護状態への進行や重度化を防ぐことが必要となっています。

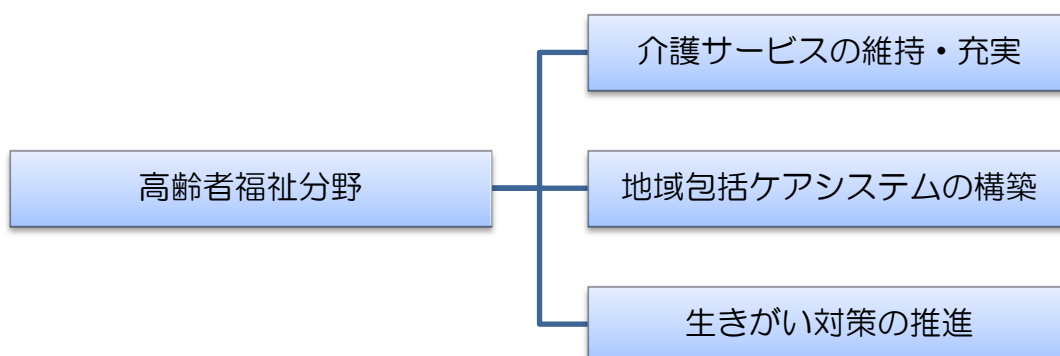
◆ 認知症高齢者の増加

高齢化の進行により、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防対策や家族ケアを充実させるとともに、行政、事業者が連携し施策を推進していく必要があります。併せて、認知症高齢者を地域社会において見守り支援していくための仕組みづくりも必要です。

◆ 介護保険財政の維持

高齢化により、介護を必要とする高齢者が増加しているため、介護保険財政の持続性を将来にわたって確保していくことが求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 介護サービスの維持・充実

要支援認定者及び要介護認定者を対象とした、居宅での生活支援等に向けた介護予防サービスや居宅サービス、施設系サービスについて、給付と負担のバランスを考慮しながら、さらなる充実に努めていきます。

また、居宅で高齢者の介護を行う家族の負担を軽減する取り組みも推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 介護給付事業
- ・ 家族介護支援事業

◆ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護予防の推進や医療、介護及び生活支援を一体的に提供できるシステムを構築します。

➤ 主要な事業

- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 地域密着型サービス事業所の許可、運営に対する助言・指導
- ・ にこにこ元気塾（通所型介護予防）事業
- ・ 緊急通報システム管理運営事業
- ・ 自立支援デイサービス事業
- ・ 高齢者住宅管理事業

◆ 生きがい対策の推進

高齢者の長寿を祝い、敬意と感謝の意を表するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを図っていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 敬老会事業
- ・ 敬老祝金支給事業
- ・ 老人クラブ・シルバー人材センター事業への支援

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
にこにこ元気塾への参加者 （年間利用者延べ人数）	7,220 人	9,125 人
高齢者に占める要介護（要支援）認定者数の割合	18.4%	18.4%

政策分野

4-4 障がい者福祉分野

■ 現状と課題

三春町では、社会の中で他の健常者と同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿であるというノーマライゼーションの理念の下、三春町障がい福祉計画を策定し、更新してきました。

第1期 平成18年度～平成20年度

第2期 平成21年度～平成23年度

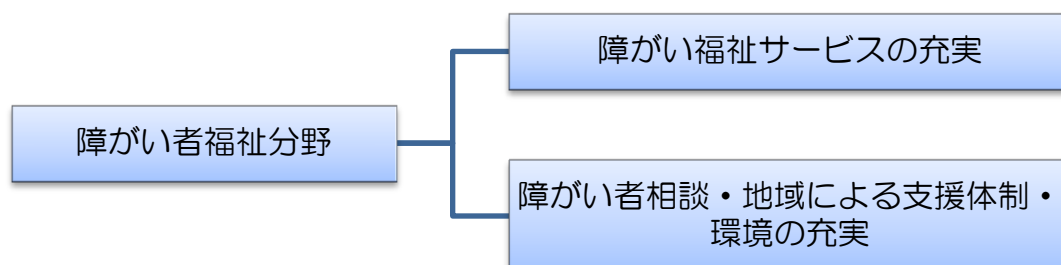
第3期 平成24年度～平成26年度

以上の三春町障がい福祉計画に基づいて、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域での自立支援を基本とした地域生活への移行や就労支援等の各種施策を推進してきました。

今後も、障がい者が地域社会を構成する一員として日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加できる環境を整えることが必要です。そのためには適切な障がい福祉サービスの提供はもとより、権利擁護の支援や社会参加に不可欠な地域住民とのコミュニケーション支援対策を推進していく必要があります。

さらに、障がい者の社会参加を推進するため、関係機関との連携を図りつつ、障がい種別を超えた総合的な相談支援体制を引き続き充実させていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 障がい福祉サービスの充実

地域において障がい者が自立するために必要な福祉サービス及び生活支援対策の充実に努めます。具体的には、居宅介護（ホームヘルプ）をはじめ、居宅での生活を支援する訪問系サービスの充実に努めていきます。また、行動援護や同行援護による外出の介助・支援を行っていきます。

さらに、補装具の交付・修理など福祉機器の利用に関する支援を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 自立支援給付事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ グループホーム・ケアホーム設置に向けた事業者への支援

◆ 障がい者相談・地域による支援体制・環境の充実

三春町地域自立支援協議会や関係機関との連携を図りつつ、地域の相談拠点として、基幹相談支援センターを運営し、障がい者に対する総合的な相談支援、権利擁護を推進していきます。

また、障がいに対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念を普及するため、障がい者等とのコミュニケーションの仲介を担う者の養成に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 障がい者相談支援事業
- ・ 基幹相談支援センターの運営
- ・ 手話奉仕員養成講座事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
福祉施設入所者の地域生活への移行数	2人	3人
福祉施設から一般就労への移行	2人	4人

目標5 産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり

- 5－1 農林業分野
- 5－2 商工業分野
- 5－3 観光振興分野
- 5－4 歴史・文化財保存活用分野
- 5－5 交流・定住促進分野



むらの秋まつり

政策分野

5-1 農林業分野

■ 現状と課題

◆ 農業の現状

三春町では、従来より水稻・養蚕・葉たばこを基幹作物とした複合経営による農業生産を展開してきました。しかし、近年は、価格低迷等による養蚕の著しい衰退、葉たばこの作付面積の減少などとともに、収入の安定を望む農家は兼業化し、極端に新規就農者が減少しており、労働力が高齢化しています。

農家戸数や経営耕地面積においても年々減少しており、昭和50年には25haだった耕作放棄地が平成22年には553haまで増加しました。これは養蚕の衰退による桑園の遊休化も大きな要因ですが、近年では、営農意欲の減退から水田であっても耕作放棄状態が生じています。

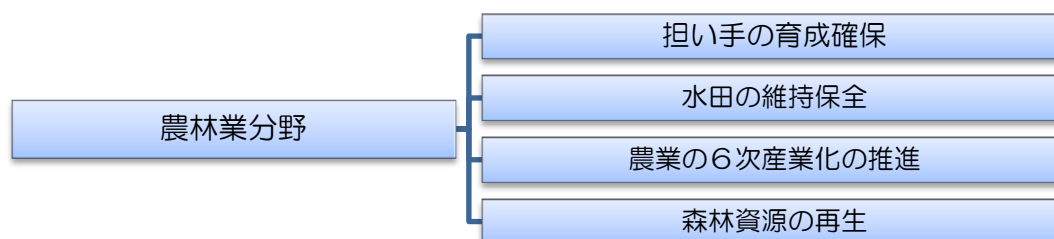
このような中、町内農地においては、基盤整備事業（農地の土地改良事業、道水路の整備）などを契機に、ピーマンやトマトなど野菜への作物の転換が図られてきました。転換した作物の販売についても、平成となってから、農協によりピーマンの集出荷施設の整備が行われ、京浜市場への出荷が進んでいます。また、生産者と消費者との信頼関係が構築できる農産物直売所も設置され、現在では町内に8箇所（常設7カ所、イベント1カ所）の直売所があり、地産地消などの取り組みが行われています。

◆ 林業の現状

田村地方から産出するスギは、国内他産地と比べ木目が詰まり強度が高く、芯の色も美しいことから、住宅用・木工用材料として利用されています。しかし、近年は、木材価格の低迷から、産出量も減少し、積極的に林業経営に取り組む林家は減少しています。

また三春町では、ナラなどの雑木を原木として利用したシイタケ栽培も盛んに行われてきました。従来、福島県はシイタケ原木の産地としても高評価を得ていましたが、平成23年の福島第1原子力発電所事故により、森林が広範囲に放射能汚染されてしまったため、菌床栽培を除き町内の原木栽培者は休業や作目転換を余儀なくされています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 担い手の育成確保

農協等の関係団体と連携し、集落を基盤に農業経営の共同化・組織化を促進します。また、遊休化した農地を有効利用するため、担い手への農地の利用集積を推進し、企業や他市町からの農業参入者に対しても、支援を行います。

- 主要な事業
 - ・ 集落営農促進事業
 - ・ 施設園芸促進事業
 - ・ 農地中間管理機構事業

◆ 水田の維持保全

水田の維持保全を図るために、調整水田やビオトープの設置等の手法をとおり、水利施設を中心に地域ぐるみで行う保全作業を支援します。

- 主要な事業
 - ・ 日本型直接支払事業

◆ 農業の6次産業化の推進

農業に関わる者や他業種との連携により、農産物の付加価値を高める事業を促進します。

- 主要な事業
 - ・ 農産物加工研修及び流通・販売等の支援
 - ・ 強い農業づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等

◆ 森林資源の再生

早期に森林資源の再生を図るため、ふくしま森林再生事業の推進を図ります。また、竹も含め樹木をチップ化し、多用途に利用する事業を促進していきます。

- 主要な事業
 - ・ 破砕機導入事業

※ 日本型直接支払事業…農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
水系ごとの平均水田管理率	—	100%
共同経営体の数	0 体	5 体
破砕機の年間施工面積	0ha	1ha

政策分野

5-2 商工業分野

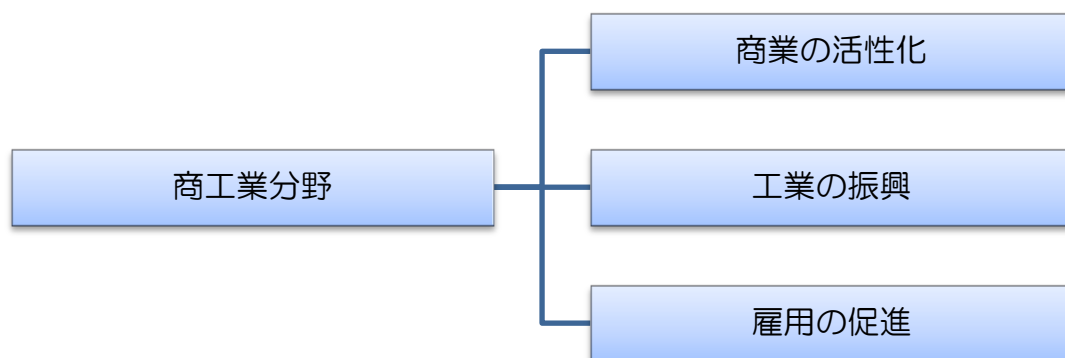
■ 現状と課題

三春町の商業は、平成24年経済センサスによると、事業所数（卸売業・小売業）は151事業所、従業者数は715人、年間商品販売額は13,115百万円となっています。事業所数の推移をみると、昭和57年の347事業者数から半分以上にまで落ち込んでいます。また、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が増加しています。

また、工業については、平成24年の工業統計調査によると、事業所数は42事業所、従業者数は1,728人、製造品出荷額等は32,182百万円となっています。製造品出荷額の推移をみると、平成16年の45,542百万円から7割にまで落ち込んでいます。

町外大型店等への消費の流出や後継者不足などにより、商業を取り巻く環境は厳しさを増していくことが想定されます。また、景気悪化の長期化の中で、工業も停滞傾向にあります。厳しい経済情勢から経営や雇用に対する不安が広がっており、商工業の活力が減退傾向にあります。商店街の賑わい創出・既存立地企業への支援などを通じて商工業を振興し、地域の活気や経営、雇用の安定につなげていくことが求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 商業の活性化

商工会や三春まちづくり公社等と連携して、経営革新や後継者の育成、町外からの新規参入を促し、購買者のニーズに立った魅力ある商店づくりを進めていきます。

また、中心市街地における空き店舗対策を含めた商店集積に努めていきます。さらに、各種イベントの実施や農業・観光など他分野と連携した取り組み、ＩＴを利用して商店街の魅力を発信することにより、商店街の活性化を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 街なか賑わい創出事業
- ・ 中小企業金融対策事業

◆ 工業の振興

国・県・町の優遇制度の周知による立地企業の支援とともに、工業団地や工場跡地等への優良企業の誘致を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 国、県の融資制度の周知・相談受付
- ・ 関係機関と連携した企業訪問・誘致ＰＲの実施
- ・ 工業立地促進条例奨励金事業

◆ 雇用の促進

若者の地元就職の促進等、雇用機会の拡大に向けて雇用に関する情報提供・地元企業への補助金交付等を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 雇用促進奨励金事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
新規誘致企業数	—	3 件
雇用促進奨励金交付件数	2 件	5 件
年間商品販売額	13,115 百万円	14,426 百万円
製造品出荷額	32,182 百万円	35,400 百万円

政策分野

5-3 観光振興分野

■ 現状と課題

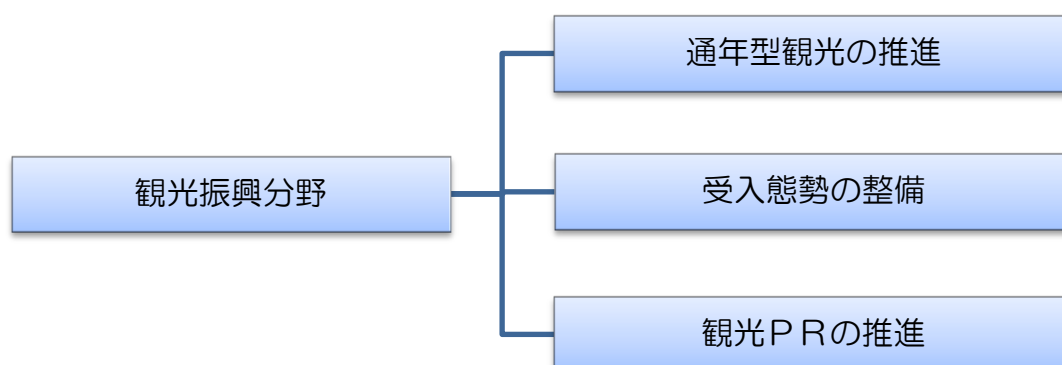
三春町には、日本三大桜のひとつである三春滝桜があり、春のシーズンには、多くの観光客が訪れています。また、東日本大震災や原子力災害の影響により、観光客数が減少しましたが、観光PR活動の推進等により、少しずつではありますが、回復してきました。

さらに、人々の価値観の多様化とともに、体験型観光への志向の高まりなど、観光ニーズについても多様化をみせています。

そのため、町独自の文化・歴史・産業など既存の地域資源を観光資源として有効に活用し、観光客を呼び込む素材の掘り起しや整備を行うことが必要となっています。

今後も、観光客のニーズの変化に柔軟に対応していく態勢が求められており、観光協会等の受入態勢の充実、「来てよかった」「また来てみたい」と思える通年型の観光地づくり、人と人とのふれあいを大切にした地域づくりなど、観光客が訪れやすい取組、環境整備に努めていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 通年型観光の推進

祭礼等の既存の催事の充実を図るとともに、これまでのイベントの見直しを行うほか、三春町の神社仏閣、伝統行事、特産物等を活用した新しい観光資源の発掘に努めることにより、春季とそれ以外の季節の格差を解消し、安定性を高めた通年型の観光を推進していきます。

また、多様化する旅行者のニーズに対応するため、体験型・交流型の要素を取り入れた観光（ニューツーリズム）を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 各種観光イベント実施事業
- ・ 着地型旅行商品の開発

◆ 受入態勢の整備

観光客を受け入れるための観光基盤・態勢の充実化を図り、観光客が訪れやすい環境・態勢を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 観光関係団体と連携した観光基盤・態勢の充実
- ・ 魅力ある観光地域づくり推進モデル事業の推進
- ・ 観光ボランティアガイドの養成、活動支援
- ・ 道路標示などの案内板、駐車場の整備
- ・ 城山公園整備及び維持管理事業

◆ 観光PRの推進

観光関係団体と連携して、首都圏でのPR活動、ホームページやマスコミ・パンフレット・三春町マスコットキャラクター「こまりん」の活用等によりPR活動に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 観光情報の充実・発信
- ・ 観光物産展への出店
- ・ 旅行会社訪問、商談会への参加

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
観光客入込数	524,000 人	600,000 人
観光ボランティアガイドの会活動回数	19 回/年	30 回/年
町外での観光PR活動（出展）回数	7 回	10 回

政策分野

5-4 歴史・文化財保存活用分野

■ 現状と課題

◆ 三春の桜

三春町には、日本三大桜の一つとして数えられる滝桜があり、大正11年10月12日に、桜の木として初めて国の天然記念物の指定を受けています。また、滝桜の他にも町内には1万本以上の桜があり、三春町全体が桜の名所になっており、毎年20万人以上の観光客でにぎわい、多くの観光客の心に深い感銘を与えています。

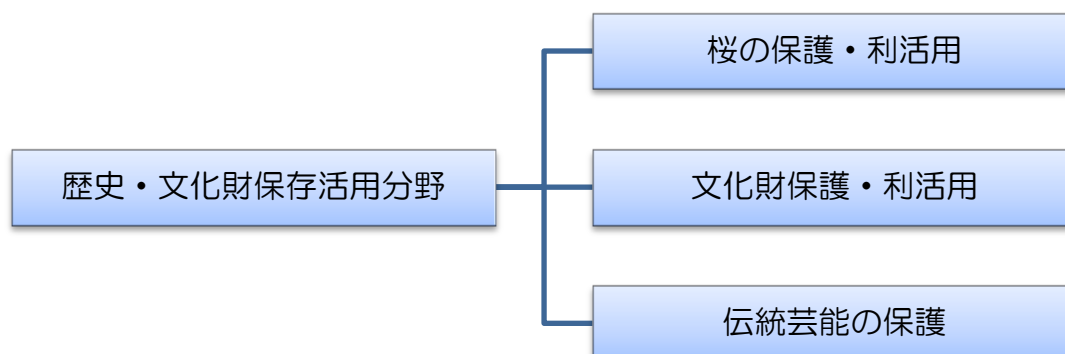
今後も、行政・地域・関係団体が連携して、滝桜をはじめとして三春の桜を保護し、次の世代に継承していくことが責務となっています。

◆ 歴史文化財

三春町においては、発掘調査により竪穴式住居等が多数発見され、縄文時代から多くの人々が集落を作って暮らしていたことがわかっています。また、戦国時代においては、田村氏が三春に城を築き、以後、江戸時代を通して城下町として栄えました。さらに、明治時代には、河野広中をはじめ、多くの民権運動家を輩出しており、自由民権運動発祥の地として知られています。また、このような豊かな歴史に育まれ、江戸時代から明治・大正期にかけて、日本三大駒の1つとして数えられる三春駒や三春人形などの郷土玩具が生まれました。このように、三春町は古の時代から近現代の長きにわたって、歴史文化が息づいている町といえます。

このような郷土の歴史・文化は、内外に発信するための大切な資源であり、今後も適切な調査・保存、活用に努め、より多くの人々が歴史文化に親しめる環境づくりを推進していく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 桜の保護・利活用

滝桜をはじめとして、三春の桜が今後も美しい花を咲かせるよう管理保護を推進していきます。また、多くの観光客をもてなすため、薄紅に彩られるさくらの里として、環境整備を産業課等関連部署と連携して推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 滝桜管理保護事業
- ・ さくらの里整備事業
- ・ 桜による交流事業

◆ 文化財保護・利活用

三春城跡をはじめとして、町内に数多く存在する文化財の調査を継続して行い、その成果をホームページ等で発信公開し、文化財の保存・保護・活用に努めていきます。

また、多くの人々に本町の歴史文化に親しめるよう、歴史民俗資料館等の常設展示リニューアルを含めた展示の充実に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 文化財調査、保護事業
- ・ 歴史民俗資料館企画展示事業
- ・ 歴史民俗資料館ホームページの充実

◆ 伝統芸能の保護

後継者不足が問題となっている長獅子・三匹獅子などの伝統芸能については、伝統芸能を継承・保護する後継者・団体の育成、記録保存活動を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 伝統芸能継承団体補助事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
歴史民俗資料館年間入館者数	5,293 人	6,000 人
友の会年会員数	163 人	180 人

政策分野

5-5 交流・定住促進分野

■ 現状と課題

◆ 交流

三春町は、国内において姉妹都市である一関市をはじめとして様々な市町村と交流事業を実施し、三春町の魅力をPRしています。

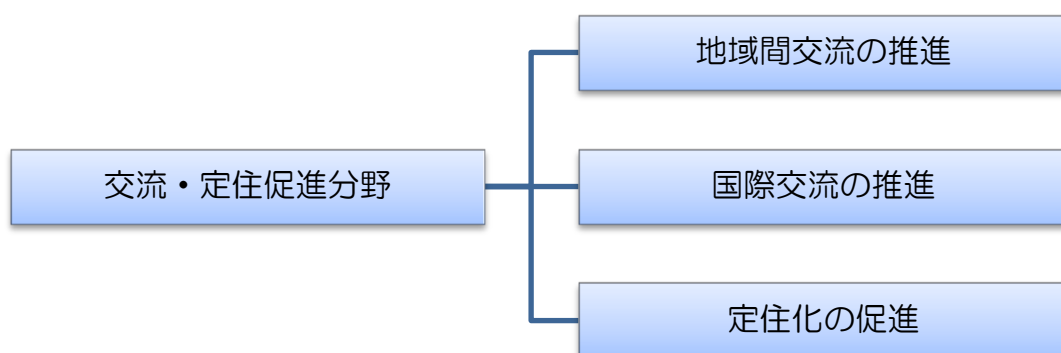
また、国外では、町内の中学生・高校生を対象に、姉妹都市アメリカ合衆国ウィスコンシン州ライスレイク市へのサマーキャンプ派遣事業を行い、国際交流を行っています。また、近年は、ブータン王国に友好訪問団を派遣し、滝桜の子孫木・種子を贈っています。

◆ 定住促進

三春町においても、他の市町村と同様に人口減少傾向にあり、少子高齢化も進行しています。そこで、平成24年6月に三春町定住促進計画を策定し、転入希望者のニーズに合う定住支援策を展開してきました。

今後も、人口減少や少子高齢化の進行が見込まれるため、地域の活力を増進するために来訪者を増やす「交流」や、人口減少を抑制するために住み続ける人を増やす「定住促進」が地域の活性化を図る上で必要不可欠なものとなっていると考えられます。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 地域間交流の推進

交流人口の増加と地域活性化に向け、優れた自然環境や貴重な文化・歴史環境、田園空間等の多様な地域資源を生かし、交流機能の強化に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 姉妹都市との交流事業
- ・ スポーツや地場産業を通じた交流事業
- ・ 町内で行っている田んぼアート事業への支援

◆ 国際交流の推進

三春町の魅力を国内のみならず、国外へ発信していくことに努めます。また、国際感覚を持った次代を担う人づくりを目的として、交換留学生の派遣のみならず、ライスレイクの家を国際交流の中心拠点として、町内で国際交流イベント等を実施し、町民の国際交流を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 親善訪問団事業
- ・ アメリカサマーキャンプ派遣事業
- ・ ライスレイク高校交換留学生派遣事業
- ・ ブータン王国との交流

◆ 定住化の促進

三春町の人口減少を抑制するため、土地住宅政策の充実を図ります。また、人口減少の一因として、晩婚化や非婚化の問題が挙げられるため、若者の出会いの場の提供事業を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 賃貸住宅家賃助成事業
- ・ 婚活イベントの実施

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
地域間交流事業実施数	6 事業	毎年度 6～8 事業
国際交流派遣受入人数	9 人	30 人
定住促進事業計画事業を利用して転入した人数	29 人	175 人

目標6 協働と町民参画による自立したまちづくり

- 6－1 町民参画推進分野
- 6－2 広報広聴・情報公開分野
- 6－3 行財政経営分野



藩講所表門

政策分野

6-1 町民参画推進分野

■ 現状と課題

◆ コミュニティ・ボランティア活動

三春町では、7つのまちづくり協会及び48の行政区による自治活動が活発に行われています。また、三春町では、地域で活動しているボランティアやNPO団体が活躍できるように支援を行ってきました。

平成23年に発生した東日本大震災の発生の際には、地域における自主的な避難支援活動等により、地域の人々の助け合いの重要性が再確認されました。自治活動が将来にわたって、持続可能な活動が行われ、支え合い助け合う地域づくりが必要となっていると考えられます。

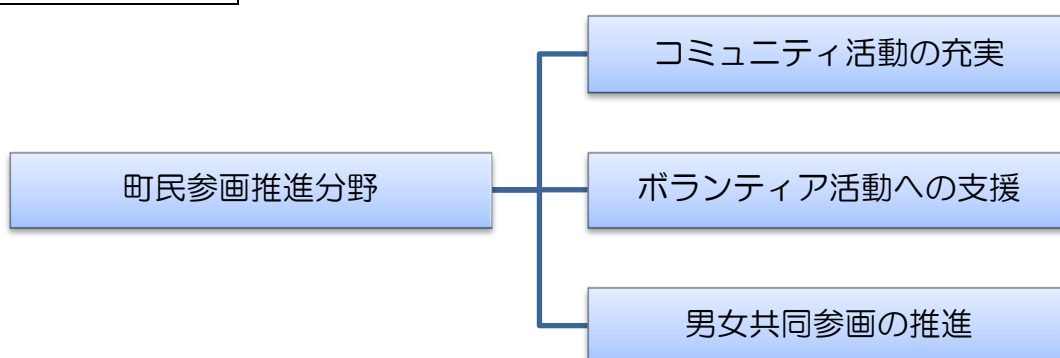
◆ 男女共同参画

三春町ではこれまで、広報・啓発活動や審議会等への女性の活用を行い、男女共同参画に関する町民の意識改革や女性の社会参画の促進に努めてきました。

しかし、社会の様々な制度・慣行の中には、固定的な性別役割分担意識が今なお根強く残っており、男女がともに社会参画するための社会環境の整備についても十分とはいえない状況にあります。

このため、今後も、継続的に一人ひとりの意識が変わるよう男女平等意識浸透に向けた啓発・教育の一層の推進や、政策・方針決定の場への女性の参画促進に努めていく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ コミュニティ活動の充実

三春町町民自治基本条例で掲げられている「自らの地域は自らでつくる」という理念の下、コミュニティ活動の意識高揚、活動拠点となる集会所等の維持管理・改修を支援し、活動しやすい環境づくりを推進していきます。

また、まちづくり協会・行政区役員の高齢化を見据えて、女性や若者に対してコミュニティ活動への参加をPRしていきます。

➤ 主要な事業

- ・ まちづくり交付金事業
- ・ コミュニティ助成事業

◆ ボランティア活動への支援

町民の主体的なボランティア活動が活発かつ継続的に展開されるよう、支援していきます。

また、ボランティア活動のすそ野を拡大するため、ボランティア活動を広く町民に周知していきます。

➤ 主要な事業

- ・ ボランティア団体の育成・支援
- ・ 三春町まちづくり賞の表彰

◆ 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、広報・啓発活動や生涯学習などにより、男女が互いに尊重し合い、ともに考え、ともに地域づくりを担いながら、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるまちづくりを推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 広報、パンフレット等による啓発活動の推進
- ・ 講演会の実施等による啓発

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
自治会への加入率	98.7%	100%
福祉ボランティア登録人数	836人	1000人
各種審議会における女性の登用率	18.8%	30.0%

政策分野

6-2 広報広聴・情報公開分野

■ 現状と課題

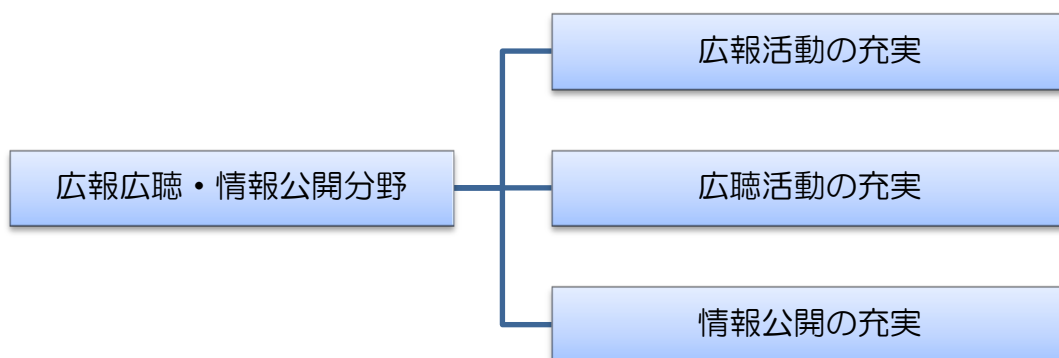
三春町では、広報みはるの発行や、ホームページを通じた広報活動を行ってきました。

また、まちづくり懇談会や出前懇談会の実施、意見箱の設置による広聴活動の充実を図り、町民への町政情報の提供・意見の反映に努めています。

このような広報広聴活動の他に、開かれた町政にするため、情報公開条例を制定し、個人情報の保護に配慮しつつ、情報公開も推進してきました。

今後、少子高齢化の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化により行政ニーズはこれまで以上に多様化・増大していくことが予想されます。このような状況に対応するため、今まで以上に町民への行政情報の提供・町民の意見・要望の反映が求められています。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 広報活動の充実

公正で開かれた町政運営のため、町が保有する情報を広報みはるやホームページによりわかりやすく提供することに努めていきます。

また、町政に関心をもってもらうことを目的として、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用等を検討し、若い世代を含めた町民への町政情報の提供を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 広報みはるの発行
- ・ 三春町ホームページの作成

◆ 広聴活動の充実

町民の要望・意見・提言を町政に反映させるため、引き続きまちづくり懇談会や意見箱等による広聴活動の充実を図っていきます。

➤ 主要な事業

- ・ まちづくり懇談会・出前懇談会の実施
- ・ 意見箱設置事業

◆ 情報公開の充実

町政運営の透明性を図り、町民の理解と協力のもと信頼される開かれた町政を実現するため、情報公開制度の周知に努める等、個人情報の保護に配慮しつつ情報公開の充実を図ります。

また、情報公開の前提条件として、町民の個人情報および情報資産が記載された行政文書の適切な管理が必要となるため、適正な文書管理事務を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 情報公開制度実施事業
- ・ 文書ファイリングシステム事業

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
ホームページ閲覧数	304 万件	320 万件
各種計画・審議会等の会議録の公開	行財政改革大綱実施計画 における評価 B評価	行財政改革大綱実施計画 における評価 A評価
まちづくり懇談会参加者数	237 人	355 人

政策分野

6-3 行財政経営分野

■ 現状と課題

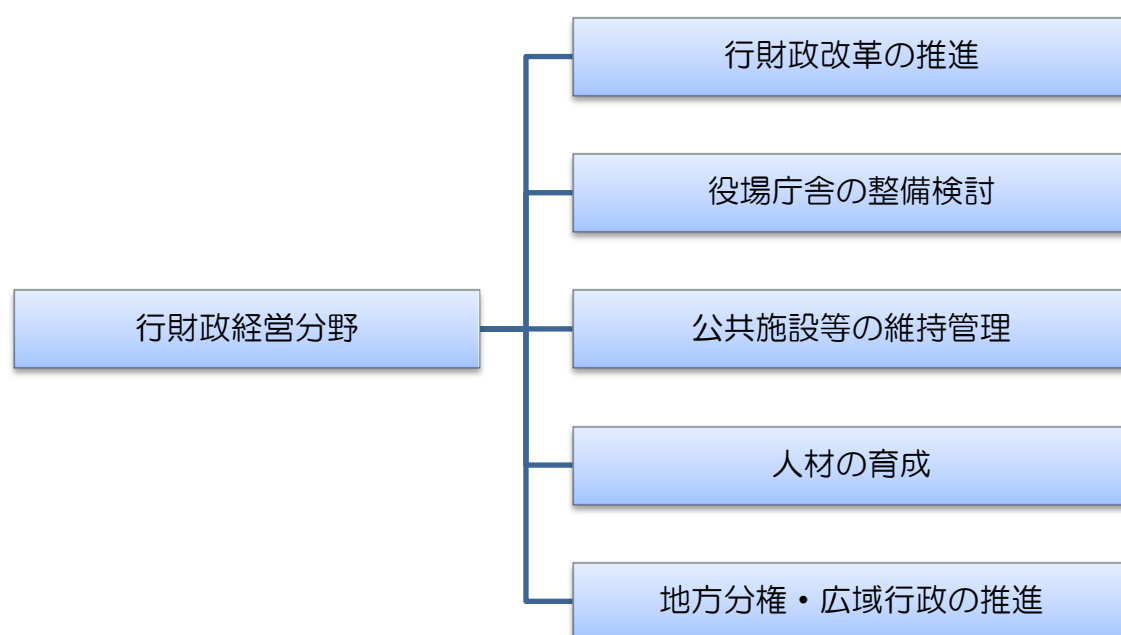
三春町ではこれまで、地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、平成22年度に策定した第4次三春町行財政改革大綱に基づき町民サービスの一層の向上を目指し、行財政経営の適正化・効率化を推進してきました。

また、地方分権・地域主権の進展に伴い、町民の多様なニーズに対応するための条例の整備等に努めてきたところです。

今後も人口減少の進展により、地方行財政を取り巻く環境は厳しいものが予想されます。このため、今後も継続的に健全な行財政経営・人材の育成・町民ニーズに対応した事務の権限委譲等を推進していく必要があります。

また、昭和40年に建設された現役場庁舎は、現行の耐震基準を満たしておらず、また、スペースが狭隘でバリアフリーやプライバシー対応も不足しています。役場庁舎は、町民への行政サービスの拠点・災害時の防災拠点等の役割を担っていることから、建設物価の状況等を見極めながら、新庁舎の整備を検討していく必要があります。

■ 施策の体系



■ まちづくりの施策

◆ 行財政改革の推進

多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務事業の見直し等による経費節減はもとより、町民税の収納・ふるさと納税制度のPR等により自主財源の確保策を実施していき、自立かつ持続可能な行財政経営の実現を目指します。

➤ 主要な事業

- ・ 第5次行財政改革大綱実施計画の進行管理
- ・ 地方公会計の整備推進

◆ 役場庁舎の整備検討

町民への行政サービスの拠点・災害時の防災拠点として充実した機能を有する役場庁舎の整備を検討していきます。

➤ 主要な事業

- ・ 役場庁舎整備事業の検討

◆ 公共施設等の維持管理

公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置・適正管理に努めます。

➤ 主要な事業

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定、進行管理

◆ 人材の育成

職員研修・人事評価制度・目標管理制度の実施により、職員の意識改革や能力開発を推進し、多様化する町民の行政ニーズに的確に応えられる人材の育成を図ります。

➤ 主要な事業

- ・ 職員研修

◆ 地方分権・広域行政の推進

町民に身近なサービスは三春町で行い、広域で効率的に行う方が適している行政サービスについては、周辺自治体と連携のもと町民サービスの向上を推進していきます。

➤ 主要な事業

- ・ オーダーメイド権限委譲事務の実施

■ まちづくりの指標

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
行財政改革大綱の取り組み実績率	80%	100%
職員の研修参加者率	43.7%	50%
オーダーメイド権限移譲の実績数	0件	1～2件

第 7 次三春町長期計画

平成 2 6 年 1 2 月発行

発行者／三春町

〒 9 6 3 - 7 7 9 6 福島県田村郡三春町字大町 1 番地の 2

TEL : 0247-62-8125 FAX : 0247-61-1110

ホームページ : <http://www.town.miharu.fukushima.jp/>

編集／総務課企画情報グループ



三 春 町